

## 予算決算常任委員会（平成31年度予算審査）会議録

平成31年3月14日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 3時30分閉議

---

### 本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

平成31年度一般会計歳出（10教育費～13予備費）

平成31年度各特別会計

平成31年度各企業会計

予算関連議案（議案第9号～議案第17号）

平成31年度予算全般

採決

議案第 1号 平成31年度士別市一般会計予算

議案第 2号 平成31年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3号 平成31年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4号 平成31年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 5号 平成31年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第 6号 平成31年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 7号 平成31年度士別市水道事業会計予算

議案第 8号 平成31年度士別市病院事業会計予算

議案第 9号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第10号 士別市立病院医師就業支度金貸付条例の制定について

議案第11号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第12号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第13号 士別市公民館条例の一部を改正する条例について

議案第14号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第15号 士別市つくも青少年の家条例を廃止する条例について

議案第16号 士別市養護老人ホーム及び士別市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第17号 士別市特別養護老人ホームの指定管理者の指定について

閉議宣告

出席委員（15名）

委員長	丹 正 臣 君	副委員長	遠 山 昭 二 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	喜 多 武 彦 君	委員	国 忠 崇 史 君
委員	苔 口 千 笑 君	委員	佐 藤 正 君
委員	真 保 誠 君	委員	十 河 剛 志 君
委員	谷 守 君	委員	西 川 剛 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		

---

議長	松ヶ平 哲 幸 君	委員外議員	谷 口 隆 徳 君
----	-----------	-------	-----------

出席説明員

市長	牧 野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 舘 佳 嗣 君	市民部長	佐々木 幸 美 君
保健福祉部長	田 中 寿 幸 君	経済部長	井 出 俊 博 君
建設水道部長	工 藤 博 文 君	朝日総合支所長	法 邑 和 浩 君
総合企画室長	東 川 晃 宏 君	財政課長	丸 徹 也 君
介護保険課長	松ヶ平 久美子 君	介護保険課副長	滝 上 聡 典 君
地域包括支援センター副長	佐 山 友 美 君	地域包括支援センター包括ケア主査	梶 田 美 佳 君

---

教育委員会 教 育 会 長	中 峰 寿 彰 君	教育委員会 生涯学習部 会 長	鴻 野 弘 志 君
教育委員会 学 校 教 育 課 会 長	須 藤 友 章 君	教育委員会 学 校 教 育 課 参 事	大 留 義 幸 君
教育委員会 学 校 給 食 会 長	興 水 賢 治 君	教育委員会 中 央 公 民 館 会 長	千 葉 真 奈 美 君
教育委員会 社 会 教 育 課 会 長	武 山 鉄 也 君	教育委員会 ス ポ ー ツ 課 会 長	坂 本 英 樹 君
教育委員会 中 央 公 民 館 副 長	庄 司 伸 一 君	教育委員会 ス ポ ー ツ 課 副 長	玉 田 悟 君

教育委員会  
スポーツ課主幹

黒沼淳一君

教育委員会  
教育学務係  
教育係  
課長

魚津智孝君

教育委員会  
学校給食センター主査

布川優作君

病院事業  
副管理者

三好信之君

市立病院  
事務局長

加藤浩美君

#### 事務局出席者

議会事務局長

千葉靖紀君

議会事務局  
総務課  
局長

岡崎浩章君

議会事務局  
副局長

前畑美香君

議会事務局  
総務課  
主事

駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○委員長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

---

○委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、3月6日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

---

○委員長(丹 正臣君) それでは、昨日に引き続き、一般会計歳出についての質疑を行います。

第10款教育費の質疑を行います。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員(西川 剛君) おはようございます。

教育費、ふるさと給食事業の拡大について質問いたします。

平成31年度は、これまでの小・中学校、東校の提供から拡大ということで、予算の説明資料にも私立幼稚園、僻地保育園、認可外保育園へ拡大ということでございます。まず、ふるさと給食の事業概要とこの給食自体の目的についてお伺いをいたします。

○委員長(丹 正臣君) 興水学校給食センター所長。

○学校給食センター所長(興水賢治君) お答えいたします。

事業概要は、土別産の農畜産物を使用した給食を小学校、中学校、土別東高校に学期ごとに1回以上、年間8回提供しております。特に収穫期の9月から11月にかけて、旬の食材を活用しながら提供しているところであります。

事業目的につきましても、地元でとれた食材を活用し、農畜産物にかかわる人々の働く姿や生産の仕組みを理解する食育の一環として、また、自然の恵みに対して感謝の心を養い、食への関心と大切さを学びながら、地元の食材を使用した安全で安心な食の提供を受けることを通じて郷土愛を醸成していく目的で実施をしております。

○委員長(丹 正臣君) 西川委員。

○委員(西川 剛君) そこで、31年度、その提供先として私立幼稚園等拡大に至った考え方についてお伺いをいたします。

○委員長(丹 正臣君) 興水所長。

○学校給食センター所長(興水賢治君) お答えいたします。

まず、市内の幼稚園から過去給食提供の要望を受けまして、平成29年度に、ふるさと給食を一度試食として提供したところであります。ふるさと給食は、学校給食を提供している小学校、中学校、土別東高校に提供してきましたが、幼稚園へ提供してきた経過を踏まえまして、平成31年度は、就学前の子供たち全施設へ拡大を図ったところであります。

○委員長(丹 正臣君) 西川委員。

○委員(西川 剛君) そこで、少し数字の部分なんですけれども、今年度、平成30年度のふるさ

と給食、8回だと思えますけれども、全体の提供数をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 布川学校給食センター主査。

○学校給食センター主査（布川優作君） お答えいたします。

今年度8回実施いたしましたふるさと給食の提供食数になりますが、合計で1万2,916食です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこで、平成31年度拡大をする部分、私立幼稚園等の部分の実施回数、それから提供数についてお伺いをいたします。

○委員長（丹 正臣君） 布川主査。

○学校給食センター主査（布川優作君） お答えします。

実施回数は年間8回を予定しておりまして、私立幼稚園に3回、僻地幼稚園に3回、認可外保育園に3回として、8回をそれぞれの施設に割り振り、実施したいと考えております。

提供数になりますが、平成30年12月時点、予定の数字であります。私立幼稚園3園、士別幼稚園、カトリック幼稚園、瑞祥幼稚園とありますが、3園合計、1回当たり157食になります。僻地幼稚園ですが、上士別保育園、多寄保育園、温根別保育園となりますが、3園合計で、1回当たり49食となります。認可外保育園であります。南町保育園、こぶたの家、2園合計で58食になります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） お聞きした数でいくと、大体約800食弱というぐらいかなと思うんですけども、そこで、予算案、小・中学校、東高が362万円、今回の拡大部分が170万9,000円ということで予算計上されておまして、今お知らせいただいた提供食数、小・中・東高の約1万3,000食に対して、1食当たり700幾らということなんですけれども、その分でいくと、予算額、かなり割高な予算かなと思っているんですけども、その理由についてお伺いをいたします。

○委員長（丹 正臣君） 輿水所長。

○学校給食センター所長（輿水賢治君） お答えいたします。

食材につきましては、例年どおり現行と同じ1食当たり245円で算定をしております。小・中学校、東高校と、それから今回、拡大いたしました幼稚園、僻地保育園、認可外保育園の就学前児童施設の拡大部分についても、全部1食当たり245円で算定をしております。ただ、就学前施設の拡大部分につきましては、食器の補充、それから配送用の台車、温食用の食缶の補充、また市内幼稚園や認可外保育園への配送経費などを含んでおりますので、170万9,000円というトータルの予算額になっております。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 確認ですけれども、1食当たりの材料費については245円ということで、

掛ける幾らということになると約20万円くらいかなと思うんですけども、それ以外の150万円が今言われた食器の補充あるいは配送費ということによろしいのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 輿水所長。

○学校給食センター所長（輿水賢治君） そのとおりでございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 結構、費用が食材以外にかかるんだなということが確認されましたけれども、ふるさと給食については、それぞれ市内の幼稚園、僻地、認可外保育園ということがございますけれども、未就学児ということでありますが、この年齢については、保育園でいけば3歳未満からのお預かりもあるのかなと思うんですけども、提供する、先ほど示された食数については、いわゆる何歳以上を想定されているのか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 布川主査。

○学校給食センター主査（布川優作君） 平成29年度と30年度に市内幼稚園にふるさと給食を提供いたしました。これは満3歳以上が対象年齢として、そのこれらの実績を踏まえて、学校給食センターの栄養教諭が各施設の担当者、関係者と協議をしながら、満3歳以上の範囲の中で対象年齢を設定して、今後協議していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 3歳以上への提供ということだと思いますけれども、そこで、今回拡大をする幼稚園等、市内においては市立保育園3園ございますけれども、今回、市立保育園を対象としていない理由、全施設で実施できていない、できない理由について、あればお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 輿水所長。

○学校給食センター所長（輿水賢治君） お答えいたします。

市立保育園につきましては、既にそれぞれの保育園で給食を提供していますので、学校給食センターのほうから、ふるさと給食を実施する際のレシピ、献立、そういったものは提供していく中で、給食センターと、あと保育園との栄養士間で連携を図りながら、市立保育園でもこのふるさと給食を実施していく考えであります。

以上であります。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 確認になりますけれども、今、市立保育園においては、レシピを提供して、それぞれの園の調理室でふるさと給食をつくって提供するということだと思いますので、今後は、その3園については、いわゆる配送を含めた提供も考えていないということによろしいのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 輿水所長。

○学校給食センター所長（輿水賢治君） 市立保育園の部分につきましては、31年度拡大いたしま

す就学前の児童施設へのふるさと給食、この実施状況、平成31年度の取り組み状況を基本としながら、また再度検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 先ほど、対象年齢3歳以上ということでありますけれども、学校給食でいけば、小学校以上、小学生以上もメニューを栄養士が考えて提供しているということでありますけれども、先ほど来、平成29年度以降、それぞれ私立幼稚園からは依頼に応じて試食として提供してきたということであるんですけれども、小学生以上用のメニューといわゆる未就学児へのメニュー、何か手間であるとか、配慮をする点とか、そういったものはないのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 布川主査。

○学校給食センター主査（布川優作君） お答えいたします。

就学前の児童を小・中学生と別メニューにすることは、給食センター内の設備の調理法上困難であるため、小学生と同じメニューで提供すると考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 同じメニューということである。例えば量であるとか、学校給食でも同じですけれども、アレルギーの対応とか、それぞれ小学校でいけば、入学時等々、最初に確認をして、アレルギー食などの対応をされているかと思うんですけれども、今回拡大する部分については、年3回、スポット的な対応となろうかと思えますけれども、そういった部分の配慮など、そんなものもしっかり対応しなきゃいけないんじゃないかなという思いでお聞きをしたところであります。そういった部分の対応ももちろんされるということによろしいのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 興水所長。

○学校給食センター所長（興水賢治君） アレルギーにつきましては、小学生の給食でもアレルギーの成分表、これは配付していますので、もちろん就学前施設の拡大部分についても、各施設に、そういったアレルギーの成分表を配付して対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ふるさと給食については、土別産農産物を原料にということで、先ほどありました目的でいけば、食育、そして愛郷心の醸成ということだと思いますけれども、せっかく拡大をするという部分でございますので、ただただ提供するだけじゃなくて、何かしらその思いが未就学児童に伝わるような、そんな対応もお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ありませんか。佐藤 正委員。

○委員（佐藤 正君） 私は、今回、高齢者の九十九大学について質問をしたいと思います。

高齢者の学びの場である九十九大学は、1970年、昭和45年に創立され、ことし創立50周年を

迎えます。今までに1,600名余りの卒業生を排出し、多くの卒業生は地域社会で活躍されています。私が危惧しているのは、入学生の減少です。昨年は4名、一昨年は9名、募集人数は1学年30名です。先日4年生が卒業し、大学生は現在1年から3年まで22名であります。大学院生は29名、合わせて51名です。伝統ある九十九大学が消滅するのではないかと心配しているところでもあります。

元気な高齢者が多い中、働いている人、多彩な趣味に没頭している人、こういう中で、魅力ある大学にするためにはどうしたらいいのかと、今、学生の中でも真剣に話し合われているところです。他のサークルと競合しないような形で、従来のやり方に固執することなく、新たな発想で魅力ある大学にすることで学生も集まってくるのではないかと思います。

そこで、お伺いします。創立50周年の記念事業について具体的にお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 千葉中央公民館長。

○中央公民館長（千葉真奈美君） 私のほうから、開学50年事業につきましてお答えいたします。

時期は秋ごろと考えておりますが、細かいことにつきましては、新年度の学生の自治会とともに協議してまいりたいと思っております。内容につきましては、開学50年式典、そして記念誌の発行を考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 次に、3月号の広報しべつに学生募集の要項が載っていましたが、今までにないソフトな感じで、在学生のコメントとか写真が掲載されており、どんな活動だとか、どんな勉強をしているのかなということが伺える内容になっていたと思います。

そこで、今後のカリキュラムなどを検討されているかと思いますが、わかる範囲でお答えください。

○委員長（丹 正臣君） 庄司中央公民館副長。

○中央公民館副長（庄司伸一君） お答えいたします。

九十九大学は月2回、年間おおむね20日間を学習日としています。午前中に一般教養を学び、うち月1回、年間おおむね10日間は、午後から軽スポーツ、書道、コーラスなど7科目から1つを選ぶ選択学習を実施するものです。具体的な学習内容ですが、大学、大学院ともに一般教養では健康に関すること、地域の歴史や課題、時事問題のほか、例年実施される小・中学校音楽発表会や土別東高校の総合的な学習の時間、発表会の聴講も予定しており、九十九大学の学生から希望のあった土別東高校の高校生との交流や意見交換会などの場も設けていきたいと考えております。大学院では、大学時に学んだ一般教養をさらに深める学習のほか、市内小学校での農業学習を通じた異世代交流、近隣の高齢者大学との意見交換会なども計画しています。また、大学、大学院それぞれで組織する自治会活動として、清掃奉仕活動などの各種ボランティア、任意の参加となりますが研修旅行も実施しまして、地域活動や交流の場を設けたい考えです。

次年度のカリキュラムについてですが、より充実させたいという目的のもと、昨年12月、何を学びたいかをテーマに公民館職員がコーディネートしながら、大学生とワークショップを行っています。大学生からは本市のさまざまな政策について学びたい、大学院生からは災害や防災にかかわることを学びたいなど、多くの意見をいただいています。こうした意見も踏まえながら、柔軟に対応し、詳細を詰めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 次年度のカリキュラムだとか事業の内容については、これからということなんでしょうか。今話があって、健康だとか、地域の活動だとか、東高との交流だとかということは、今までもなされてきたことではないかと思うんですけども、これから、次年度に向けては、先ほど言われましたけれども、自治会だとか、学生の意見を取り入れて、というカリキュラムにしたいということなんでしょうか、具体的には、まだ次年度のカリキュラムは決まっていないということなんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 千葉館長。

○中央公民館長（千葉真奈美君） お答えいたします。

具体的なカリキュラムの内容につきましては、次年度の職員とともに学生と協議して、具体的には決めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 九十九大学の予算ということで165万6,000円ほど計上されていると思うんですけども、その内訳といいますか中身がわかれば教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 千葉館長。

○中央公民館長（千葉真奈美君） お答えいたします。

165万6,000円を今回予算計上しております。その内容といたしましては、講師の謝礼などの報償費で85万8,000円、また、先ほど申しあげました研修旅行などの引率旅費などで6万5,000円、そして入学・卒業式など、しおりを作成するための費用や卒業記念誌を作成しておりますので、そちらの費用などを含めまして、需用費として40万円、そして入学・卒業式の看板などをつくっておりますので、そちらにかかる費用といたしまして役務費で1万7,000円、大学、大学院など課外学習を予定いたしますので、それらの経費といたしまして、使用料及び賃借料で27万円、道内研修の引率者負担金といたしまして、負担金補助及び交付金といたしまして4万6,000円、これら合計で165万6,000円となっております。その中に、先ほど申しあげました開学50年の記念式典の経費も含めております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 今後の大学のあり方といたしまして、どういう姿といいますか、方向性と

いいですか、あれば教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 千葉館長。

○中央公民館長（千葉真奈美君） お答えいたします。

九十九大学の目的といたしましては、年齢を重ねても新しい知識や技術を習得する学びの場でもあり、たくさんの学生が集まり、交流する仲間づくりの場でもあります。また、学生がつくる自治会で、さまざまな取り組みは学びだけではなく、地域で活動する人材育成の場にもなっております。大学院といたしましては、学生からのニーズに応え、さらなる学習と交流活動を深め、生涯を通じた学習を行ってまいりたいと思います。九十九大学は、人づくり・まちづくり推進計画にあります誰もが生涯にわたって学び続けるまちづくりを進めております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 高齢者の学習の場として、交流の場として、また生きがいの場として、引き続き継続されることを願って、この質問を終わりたいと思います。

続いて、今度は、土別の夏の一大イベントの一つである土別ハーフマラソンについてお聞きしたいと思います。

ことしは、33回目ということで、道内でも長く続いている大会の一つです。関係者の皆様には敬意を表したいと思います。日本のトップ選手と走れる、そしてトップ選手を見られるということと、陸連公認コースということで魅力ある大会だと思います。こういう面では、もっと参加選手が増えてもいいのではないかと考えております。昨今のマラソンブームの中、参加状況を見ますと、2,000人弱ということで、ほぼ固定してきているかと思えます。リピーターが8割ぐらい占めているのではないかと推測されます。実行委員会のほうでもいろいろ分析をされていると思いますが、長い間やっていると飽きられるという側面もあり、節目節目の大会でイベントをやったりして、大会を盛り上げていると思います。ことしは開拓120周年記念として位置づけられて、さらなる工夫によって魅力を高め、参加者の拡大に努めたいということですけれども、ここで、お伺いします。開拓120周年記念大会として、どのようなイベントを考えているのでしょうか、お聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 玉田スポーツ課副長。

○スポーツ課副長（玉田 悟君） お答えいたします。

土別市開拓120年記念につきましては、全庁的な記念事業の視点として、既存事業を活用して、土別市が開拓120年を迎えることを積極的に情報発信する狙いがあります。そのような中、ことし、ハーフマラソン大会で特徴的な取り組みとしましては、日本ハムファイターズとのパートナー協定に基づきまして、ファンラングストにファイターズ選手OBの招聘、それからメイン会場隣の出展ブースや市内登録店舗で使用できる500円分の商品券を参加賞として進呈することなどを考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 日本ハムファイターズの選手を招聘するということが今言われました。去年はカーリングの選手とジャンプの船木選手を招聘して、大変盛り上がった大会になったのではないかと思います。500円の商品券、市内で使える商品券を参加者に発行するという事なんですけれども、専ら選手はテント内のブースの中で使うのかなと思うんですけれども、大型店だとかそういうところでは使用できるように考えているのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 玉田副長。

○スポーツ課副長（玉田 悟君） お答えいたします。

現在、商品券の部分に関しましては、この後、それを取り扱える店舗の募集を広く図っていく予定であります。その中で、大型店等につきまして、使えるようにしていただけるかどうかという部分につきまして、今後の検討ということで考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 私も第1回大会から参加させていただいておりますけれども、この32回の中で、3回ほどコースが変わったと思います。ランナーにとっては、コースも重要な選択肢の一つになっております。周回コースということで、走っていてもおもしろくないという声も現実に聞かれております。コースを変えるとか、記録の出る大会にするとか、そうすることによって、もっと参加者も増えると思いますけれども、今後、このハーフマラソンを継続するに当たって、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 坂本スポーツ課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

まず、冒頭委員のほうからお話がありましたとおり、本市のハーフマラソンの大会の魅力としましては、さまざまな条件を満たした日本陸連の公認コースであるということが本大会の魅力だと思っております。そういったことから日本のトップアスリートが多く参加し、彼らの走りを間近に見、また感じ取るようなことができる大会が別のほかの大会との違いだと感じているところでございます。また、各この間、参加者のニーズも聞きながら、可能な限り改善も図ってきるところでございます。まずは手荷物預かりの設置ですとか託児サービスの提供だとか、そのような改善も図ってきております。

また、大会の魅力をこれからも発信するために、現在のコースではないこともという御提言、お話もありました。現在の周回コースにおきましても、メリット、デメリットというところはあるかと思っております。まず、メリットにつきましては、コースが周回コースですから設置がコンパクトで運営の省力化が図られるですとか、周回コースにするがゆえに多くの観戦の応援を受けることができるということがメリットだと思いますし、デメリットにつきましては、周回することで交通規制時間が長くなってしまうということ。また、先ほど委員からお話もありましたとおり、同じコースを2回走るという精神的なイメージダウンとい

うところもあろうかと思えます。また、この間、周回コースでないコースも検討してきた経過はございます。ただ、周回コースでないということになりますと、21キロ程度を1周で走るということになりますから、かなりの距離を農村部の地域を走らないといけないということになりまして、コース上、単調なコースになってしまいます。また、応援の体制もなかなかとれないような環境が考えられるわけです。そのようなことから、競技視点、また運営側の視点、それとランナーの参加される方の視点だとか、そういった総合的な視点に立ちながら、これからさらなる魅力ある大会を目指していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 今後運営する上でも、ランナーの生の声を聞くなど、あるいはアンケートなどもって充実した大会にする考えはありますか。ランナーの意見などを聞くような機会は今までであったのでしょうか、その辺お答えください。

○委員長（丹 正臣君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

この間もランナーの意見の把握には努めてきております。過去には、名寄大学の学生に協力していただきまして、ゴール後のランナーに、走ってみてどうだとか、この大会の魅力はという調査も行ってきた経過がございます。また、インターネットで申し込む際のサイトで、それらの意見を入力できる場所のサイトも運営側のほうで閲覧できるということで、参加者ニーズの把握にも努めてきております。今後も、今エントリーサイトだけの把握にとどまっておりますけれども、SNSを活用した参加者のニーズの把握等々も改善をしながら努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 今、名寄大学の学生にアンケートをとったとか、インターネットで閲覧するだとか、意見も言えるということだったんですけども、具体的に今までの士別のハーフマラソンの感想というか、具体的な話があればお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

名寄大学のアンケートの集約だけには限りませんが、今申し上げましたとおりの各ニーズの把握の仕方ですいろいろな声が届いている実態があります。先ほど申し上げましたとおり、手荷物の関係、また託児サービスの要望等もございました。

ほかには、今までタイムを計測するのに、計測チップというものを靴の紐に縛って走っていただいて、ゴール後に、疲れた体で、その靴紐からチップをとって返却しなければならないという状況もありました。走る方においては、本当に疲れてゴールした後に、また一作業かというところで、それらも改善できないかという声もあったところでございます。昨年、この部分

につきましても、チップは回収せず、チップにさほっち、メイちゃん等のキャラクターを入れて、大会に参加した記念としてお持ち帰りいただくようなことも改善をしてくれているところでもございます。これからもニーズ把握に努めて、可能な限り改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） ハーフマラソンの予算として780万円ほど計上されていますが、参加費も含めて総額どの程度になるのでしょうか。内訳もわかったら教えてください。また、土別ハーフマラソンの経済的効果だとか観客数がわかれば、それもお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 玉田副長。

○スポーツ課副長（玉田 悟君） まず、ハーフマラソン大会の予算の関係をお答えいたします。

ハーフマラソン大会の予算につきましては、今後、実行委員会で協議する案件ですので、あくまで昨年の大会を基準にして、現在予定している概算の額であります。予算規模としましては、およそ2,100万円を予定しております。そのうち、参加料がおよそ800万円、協賛金がおおよそ500万円、そして市の補助金が780万円となっております。支出につきましては、ランナーへの参加賞、それからゲストランナーや招待選手への謝礼といった報償費がおおよそ800万円、タイム計測業務の委託料につきまして、およそ300万円、招待選手の関係旅費につきまして、およそ250万円、その他運営に必要な需用費ですとか役務費、そういったようなものを含めまして、およそ700万円といったところで考えているところです。

○委員長（丹 正臣君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） 私のほうから、経済効果、それと観客数という御質問がありました。具体的な数字で分析した経過はございませんが、ハーフマラソンに参加していただく方々、また招待選手、大会運営スタッフ等々は多く土別に訪れます。毎年この大会の前後につきましては土別の宿泊施設が全て満員になり、また近隣の自治体の宿まで埋まるような傾向がありますので、そういったところでいきますと、相当な経済効果はあろうかと思えます。また、昨年取り組んでいる、またことしも取り組みます商品券の活用で、さらなる土別の購買力、また土別での物販を買っていただけるような経済効果も高く出てくるのかなと考えているところです。また、ギャラリー、観戦者数についても、把握はしておりませんが、毎年グリーンベルトを中心に多くの沿道の市民の方々が選手を応援していただいております。ことしも多くの選手が参加すると考えますので、この応援がさらに大きくなることを期待しているところでもございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 合宿の里ということで、この土別ハーフマラソンが末永く続くことを願って、この質問を終わらせてもらいます。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） では、私のほうからは、教育費、地域資源を活用した学校教育の推進事業についてを質問させていただきます。

事業概要、小学校3年生から6年生までの児童が市の基幹産業である農業に関する事業に取り組み、豊かな心や社会性、主体性を育むとともに、地域を理解し、地域を愛し、地域の発展を願う子供の育成を図るとあります。予算が165万円となっておりますが、まずこの予算の内訳をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 魚津学校教育課学務係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

事業の内訳についてですが、報償費といたしまして、みのりの先生の謝礼25万円、事業費といたしまして、消耗品、苗代、学習記録作成料といたしまして81万円、機器の点検料といたしまして4万円、除雪・排雪委託料といたしまして25万円、施設見学の車両借上料といたしまして30万円で、合計で165万円となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、幾つか質問させていただきます。まず、農業学習の時数についてお伺いしたいと思います。

士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の1つ目の重点プロジェクトの中に、農業未来都市創造事業、やさしい農業農村づくり事業における地域資源を活用した学校教育推進事業について、平成27年度から4年が経過し、重要業績評価指数、いわゆるK P Iの農業学習履修時間は延べ205時間となっております。この時間増によって、ほかの時数への影響は出ていませんか。また、今年度から外国語活動及び外国語の時数が増えるわけですけれども、この確保がされているのかをお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

地域資源を活用した学校教育推進事業としての農業学習は、小学校3年生から6年生までの子供たちが農業を通じて命の大切さを学び、農業の持つ子供の豊かな心を育む力を教育に生かすことを目的に27年度から実施しているところでございます。農業学習の履修についてですが、総合的な学習の時間70時間のうち35時間を農業学習の時間として実施しているところでございます。

委員のお話しされましたとおり、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略における農業学習では、27年度から学年の指導計画といたしまして、35時間を基本に総合的な学習の時間として実施しております。29年度、年間40時間、30年度、45時間、31年度、50時間の計画となり、5年間で205時間となります。35時間を上回る授業につきましては、例えば理科の食物の育成、社会の流通の仕組み、技術家庭科の調理実習等を授業に参入することによりK P Iに取り組ん

でおり、総合的な学習の時間を増やすことなく時数の確保を実施しているところでございます。

続きまして、外国語活動及び外国語の時数は確保されているのかということでございました。2020年から実施される新学習指導要領における外国語活動及び外国語につきまして、小学校3、4年生が年間35時間、5、6年生が70時間となっているところです。本市につきましては、平成30年度から既に実施しておりまして、次年度以降につきましても、外国語等の時数に影響はないものと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。

総体的には時数は増えても影響は出ていないということなんですけれども、その中で、理科、技術、社会という話がありました。理科は育成ということでお話がありましたし、技術あるいは調理ということになるんですけれども、社会科を農業学習に充てるということの、ちょっと中身の内容がよくわからないんですけれども、どういう内容を社会科として捉えているのか、教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

社会科におけます農業学習、先ほど流通の仕組みとお答えをさせていただきました。例えば、製品となった農作物をどのような形で流通させるのか。また、仮想の道の駅をつくった場合にどのようなことになるかという授業を各校で行っております。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今の社会の流通の仕組みということの中で、例えば道の駅という話もあったんですけれども、そこから波及して、例えば、経済的な効果も含めてその中で考えていくという捉え方でもいいですか。発展性があるという捉え方でいいですか。

○委員長（丹 正臣君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

今、委員からおっしゃられたとおり、その後、流通の仕組みというところと、どのような形で農作物が消費者のほうに渡っていくかというところをあわせて、委員のおっしゃられたように考えていただいて結構と思います。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、もう一つ次の質問になりますけれども、先ほど、みのりの先生の指導ということで25万円の予算がついているということの内訳をいただきました。何といいますか、指導を受けていると思うんですけれども、どういう状況で受けているのか、あるいは幾つの学校に何人の方が入っていているのかということを教えていただけますか。

○委員長（丹 正臣君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

委員の御質問のありましたみのりの先生につきましてですが、農業経験豊かな地域の方に担っていただいております、各小学校の授業に際しまして、児童に寄り添った形で指導の実施をしていただいているところでございます。上士別小学校では上士別農業経営者連盟、糸魚小学校ではあさひクラブなどの団体の方々に協力をいただいているところでございます。

また、みのりの先生につきましては、畑おこしや苗の管理、苗を植える、農作物の育成状況など、農作物の収穫など、専門的な技術や知識を子供たちと一緒に授業を行っているところでございまして、先ほど委員のおっしゃられた人数という形になりますと、現段階では把握していないところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 私のほうから人数に関してですが、先ほど申し上げましたとおり、上士別小学校と糸魚小学校については、団体の方にお問い合わせをしております。それ以外の学校につきましては、それぞれお一人ずつ先生にお問い合わせをしているというところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、次の質問に行きます。次、通告のほうには、ソフト・ハード事業におけるスポーツ振興助成金の活用についてと掲げさせていただきました。

まず、質問でございます。スポーツ振興くじ助成金のこれまでの本市における活用実績をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼スポーツ課主幹。

○スポーツ課主幹（黒沼淳一君） お答えいたします。

本市におけますスポーツ振興くじ助成金のこれまでの活用実績であります。平成14年度から15年度、2カ年で1件、こちらについてはソフト事業となります。平成29年度2件、こちらにつきましてはハード事業1件、ソフト事業1件となります。平成30年度については2件、こちらについてはハード事業が2件となっております、合計3,248万5,000円の助成を受けております。

各年度における助成事業の内容及び助成金額につきましては、平成14年度から15年度の2年間で総合型地域スポーツクラブ活動助成といたしまして、多寄総合型地域スポーツクラブの活動助成として、助成額が2年間で160万円となっております。平成29年度ですけれども、地域スポーツ施設整備事業といたしまして、陸上競技場の改修、こちらにつきましては、トラック整備、それから一部バリアフリー化に対しまして、助成額につきましては2,000万円となっております。それから、同じく平成29年度ですけれども、地方公共団体スポーツ活動助成ということで、士別ハーフマラソン大会開催事業に対しまして、助成額は500万5,000円となっております。平成30年度でありますけれども、助成の内容は地方公共団体スポーツ活動助成ということで、士別ハーフマラソン大会開催事業に対しまして、助成額につきましては480万9,000円と

なっております。また、同じく平成30年度であります、地方公共団体スポーツ活動助成の大型備品の整備ということで、陸上競技場の3,000メートル障害種目の器具購入事業に対しまして、助成額につきましては107万1,000円となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 伺っている中では、助成の種類の中でいろいろ、地方公共団体スポーツ活動助成だとか幾つかあったんですけども、地域スポーツ施設整備助成というのがあったんですけども、助成の種類というのは何種類かありますでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼主幹。

○スポーツ課主幹（黒沼淳一君） お答えいたします。

助成の種類につきましては、7種類でございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 7種類、どういう種類がありますか。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼主幹。

○スポーツ課主幹（黒沼淳一君） お答えいたします。

まず、大規模スポーツ施設整備事業ということで、こちらにつきましては、士別市は該当してこない事業になりますけれども、こちらについては国体の冬季大会協議会整備事業ということで、こちらについては、国体を行う市町村を対象とした事業に対しての助成ということになります。

それから、2番目といたしまして、地域スポーツ施設整備事業、これにつきましては、士別市も今まで助成を受けたことがございますが、グラウンドの芝生化ですとかスポーツ競技施設等の整備に対しまして助成を受ける事業でございます。

それから、3つ目といたしましては、総合型地域スポーツクラブ活動助成となっております。

4つ目につきましては、地方公共団体スポーツ活動助成ということで、こちらにつきましては、先ほど御説明いたしましたハーフマラソンに対しての助成ですとか大型機器の購入に対しての助成がこちらの助成のメニューに入ります。

5番目といたしましては、将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成ということで、こちらにつきましても、ちょっと士別市のほうは該当しないメニューとなっております。

あと、スポーツ団体スポーツ活動助成、こちらについては市町村ではなく、スポーツ振興を主たる目的とする法人が受けられる助成となっております。

最後、7つ目ですけれども、国際競技大会開催助成ということで、こちらについても、国際的な大きな大会、アジア大会ですとか、ユニバーシアードですとか、そういう大会に対しての開催する市町村等への助成ということになっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。7つあるうちの士別としては受けられるのは2つということと、法人であれば、あと一つがあるということの捉え方でいいですか。

○委員長（丹 正臣君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

大きな区分としましては、7種類の助成制度がありますけれども、その1項目の中でも、それぞれ細かく分かれているのが、この助成の制度の中身になっております。また、交付を受ける団体も定められていまして、例えば地方自治体、北海道単位でないと申請できない。先ほど申し上げましたとおり、法人格を持っているスポーツ団体であれば申請ができるだとか、さまざまな要件があります。ですので、今活用しています2つの制度、具体的な事業で申しますとハーフマラソン、それとスポーツ備品の整備について本市は活用させていただいておりますけれども、今後、例えばスポーツ教室等々を行うだとか、それが体育協会で行うような事業等々がこの要件に合致すれば利用することができないわけではないと思っています。繰り返しになりますけれども、その部分の要件が非常に細かく定められているものですから、そういったものはしっかり調べていかないといけないかなと思っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。

それでは2つ目の質問になりますけれども、陸上競技場が定期的に、たしか公認更新5年ごとに行われていると思うんですけれども、その際の活用をする検討はされていますか。

○委員長（丹 正臣君） 黒沼主幹。

○スポーツ課主幹（黒沼淳一君） お答えいたします。

陸上競技場の定期的な公認更新の際の活用ということではありますが、公認検定の有効期間につきましては、喜多委員お話のとおり、5年間となっております。士別陸上競技場につきましては、平成28年に検定を受けていることから、次回につきましては平成33年、2021年の10月の16日までに検定を行うこととなります。

28年度に検定を行った内容ですけれども、陸上競技場の距離計測のほか、用器具の検定も行われるわけでありまして、その検定時には、施設の老朽化が進んでおりまして、特に走路などの摩耗が激しいということから早い時期での改修をとの指摘を受けております。それを受けて、平成29年度、先ほど御説明をさせていただきましたが、t o t oの助成制度を活用し、トラックの整備を行ったところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。

それでは、このスポーツ振興くじの助成金の活用の今後の考え方についてお聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 坂本課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） お答えいたします。

今後の助成金の活用につきましては、まず平成31年度、来年度におきましてですけれども、2年連続で申請をさせていただいております土別ハーフマラソン大会の助成に対する申請、また、更新時期、メンテナンス保証が切れるタイミングにもなっていました陸上競技場に設置されています写真判定器、メニューとしましてはスポーツ備品、大型備品の項目になってきますけれども、こちらの2項目を、今現在申請をしている途中でございます。

今後の見込みとしましては、スポーツ振興センターのほうで審査会が行われ、4月中には、その合否が下されるということになってこようかと思えます。また、その先の話の活用についてですけれども、やはり財源確保という視点で、ソフト面、ハーフマラソンのほかにも使えるようなソフト事業、また施設のほうにつきましても、これから老朽化、備品についても老朽化が進んでいくと思えます。そのようなハード面でも有効に活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今たまたまスポーツ振興くじだけの話にとどめたんですけれども、助成金、補助金については、この事業のみならず、国や独立行政法人、あるいは民間、今、日本郵便株式会社など、多種多様に助成金については提示、門戸を広げております。本市の厳しい財政状況の中で見合った恐らく助成金、補助金などがあると思うんですけれども、これについて積極的に活用すべきと考えておりますけれども、この件についてコメントをもらって、この質問を終わりたいと思えます。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 喜多委員から御提言いただきましたとおり、財政運営に当たりまして、歳入確保というのは非常に重要だということで、これまでも意を配してきたところではございますが、例えば従前からの社会資本整備の交付金に限らず、例えば庁舎の新エネルギー、今回でいうと地中熱ですけれども、こういったものも環境という観点からそういった補助金を受けるとことを考えておりますし、今後の検討にはなってますけれども、まちなかの市街地の活性化、これもそういった官民連携に対する助成、こういったものを検討していきたいということで考えているところです。予算編成方針の中に当たりまして、この歳入の確保につきましては、喜多委員お話しのとおり、そういった他団体の助成もきちっと情報を収集し、できるものは活用するという示しておりますし、その中でも例えば市町村振興協会、これは宝くじの助成ですけれども、これは広域観光、台湾のプロモーションのような形で活用させていただいておりますし、似鳥の財団からは、さくらの関係で街路なり公園なりということで活用もさせてもらっています。また、直接市に入るわけではありませんけれども、チャレンジデーの実行委員会に対しても、民間の財団からも助成をいただいているということで、そう

いったさまざまな財源の活用も予算編成に当たっても留意して編成してきたところであります。

御提言のとおり、今の行財政運営戦略におきましても、財政マネジメント、これを強化するということが一つの柱になっておりますので、特に資源を利用した歳入確保ということは、これは助成金に限らないんですけれども。例えば現金でいうと基金の債権一括運用、それから遊休財産については、広くそういった民間からの提案を受けて活用していく中で、例えば企業誘致に結びつける、雇用を確保する。それによって地域の振興、税源の涵養に結びつける、こういったさまざまな手法をとって歳入の確保に努めてまいる考えであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから小学校費、学校管理費の小学校整備事業についてお聞きしたいと思います。

事業費として、予算規模では4,703万6,000円ということで予定されております。そこで、事業の概要ということで5項目ほど挙げられているわけでありましてけれども、この事業の内容と、それぞれ財源について、簡潔にまず御説明いただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 大留学校教育課参事。

○学校教育課参事（大留義幸君） お答えいたします。

予算説明書33ページに掲載しております小学校整備事業に基づきまして説明をさせていただきます。

1つ目に、土別小学校校舎アスベスト調査14万円でございます。こちらは外壁の損傷のため、今後塗装を行うに当たりまして、アスベストの含有を調査する必要がありますことから、実施するものであります。2つ目に、糸魚小学校トップライトシーリング補修44万8,000円でございますが、校舎天窓の雨漏り箇所が多く発生しておりますことから、シーリング補修を行うところでございます。3つ目ですが、糸魚小学校屋体吊り天井改修4,200万円でございます。こちらは、国から耐震改修として屋体の吊り天井の改修が必要となっておりますことから、実施をいたすものでございます。4つ目に、土別南小学校放送設備更新384万8,000円でございますが、現在使用しております放送設備が昭和54年開校時に導入したものでございまして、現在まで使用してきておりますが、老朽化によりまして修理不可能となっておりますことから設備を更新するものであります。最後、5つ目ですが、土別南小学校カーペット貼付60万円でございます。音楽室のパンチカーペットの老朽化が進んでおりまして、今年度寄附を受けたものでございますが、この貼付につきましては、専門的な知識が必要で、業務技師では対応できないということから、業者発注する費用として計上したものでございます。合わせて4,703万6,000円でございます。

財源といたしましては、吊り天井改修に係ります国の学校施設環境改善交付金1,463万7,000円と小学校整備事業費3,010万円でございますが、内訳といたしまして、糸魚小学校吊り天井改修に係る過疎債2,730万円、土別南小学校放送設備更新に係る一般単独事業債280万円、合わ

せて3,010万円となっております。残りが一般財源229万9,000円となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それぞれ5項目で内訳がわからなかったことと、単純に南小のカーペット張りつけ、これはどんなものかなというところで聞いてみました。

そこで、ここの項目で主力を占めるであろう糸魚小学校の吊り天井改修工事4,200万円ということで、これは先ほど触れられていましたけれども、国が求める耐震化工事の一環で、有利な債券を使えるんじゃないかなと思うんですけども。土別まちづくり総合計画の実行計画を見てみますと、2020年度も朝日中学校で約2億円ほど予定されております。そこで、単純に31年度の耐震化工事、また、この後、予定している耐震化工事について、国が求めるところの耐震化率は本市ではどのような形で推移しているのか、進捗をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大留参事。

○学校教育課参事（大留義幸君） お答えいたします。

本市の公立学校施設の平成30年4月1日現在の耐震化率は76.9%ですが、土別西小学校が閉校することによりまして、31年4月1日現在の耐震化率は90.9%となります。この耐震化率につきましては、耐震基準を満たした建物の数によって求められますことから、屋内体育館の吊り天井改修は、耐震化率には直接影響をいたしません。糸魚小学校の吊り天井の改修は改修が必要な構造であるため、実施する事業となっております。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 去年、2年ほど前までは、ちょっとおくられているなという感じはしましたけれども、これにより、ほぼいい形になってきたなと想像します。

そこで、いよいよ最後のポイントということでもありますけれども。きょうは3日目、平成31年度の一般会計予算案の3日目の審査ということで、歳出については総務費からきょうまでの教育費ということになります。

それで、自分も予算審査に当たっては、予算書を1ページからくまなく対前年度の予算案と比較して、全ての項目について見させていただいています。そこで、今回で、自分も5回目の予算ということになるんですけども。一つ一つ、1項目、1行1行チェックしてみますと、かなり継続事業やら、なくなった事業だとかということで、それが対比をしてみるとわかるような状況となっております。そんな中で、各課各部の皆さんにおかれましては、かなり予算をつくれる中では、厳しい形の中であつられた、御苦労されたんだなどは想像するところであります。

そこで、そういった中で、次の質問をするのには、非常に提案をするのも、なかなか予算に弾力性がない中、厳しいわけでありましてけれども、あえて質問させていただくわけでありましてけれども、この学校整備事業、小学校、中学校もそうでありましてけれども、昨年水洗トイレ、あるいは水洗トイレのシャワー化の整備ということで、この予算審査でも触れさせていただき

ました。その際の充実をしていただきたいという答弁の中では、現状の、昨年の答弁では、生徒数、教員とも今後増えることが予想できない中、現状のニーズに見合った中で考えていきたいと。そして、シャワー化、洋式化については、学校に対して営繕調査の要望などの聞き取りを進める中で順次考えていきたいという趣旨の中で答弁をいただきました。

それと相まって、昨年各小・中学校の現状ということで、トイレの洋式化の一覧表を出していただきました。その中で、市内の小学校、中学校については、例えば小学校では、南小がほぼ100%充実していると。士別小学校に行くとも50%強の整備となる。ところが、中学になると、今度、南中がなかなか充実していない、5割強ぐらいの整備ですと。今度、士中に行けばほぼ充実されているという、そういう学校によっても、それぞれ差があるという状況があったと思います。それで、そういう答弁の中で、現状生徒も教員もなかなか増えていかない。現状のニーズに見合った整備ということでもありますけれども、まずは、そういった中で、南も士別も生徒数がそれぞれ変わらないと思うんですけれども。ほぼ完備したところと、半分の整備状況、同じ生徒数の中で、それは本当に差があつていいのかどうなのか、もしくは半分程度の整備状況でそれは整備として充実されているのかという、そういう判断に立ってのことなのか。また、聞き取りの中で毎年整備状況をやっていくという状況でありますけれども、その辺の考え方で

す。

去年、この問題を取り上げた発想は、29年度の、この関係の予算が、たしか120、130万円の予算。温根別教職員の洋式化という予算でした。それから、30年度の予算が士別小学校のシャワー化ということで、60万円程度の予算と。さきの、その前の1年前の一般質問でも取り上げた時点で、どんどん予算が減っていくということで、しかも31年度についてはもう名前すらなくなったという状況になっております。その中で、前段、弾力性に厳しいという中では十分理解はしていますけれども、この点について、考え方、いま一度確認したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（丹 正臣君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

先ほど委員からお話ありましたとおり、学校によりまして整備数については差がございます。こちらにつきましては、建設した年度によりまして、やはり以前は和式での整備であったということが原因になろうかと思えます。これまで数年にわたりまして改修等を進めてまいりましたが、今回、31年度予算では計上させていただいていないというところではあります。トイレの整備につきましては決してもう終了したという考えではございません。31年度につきましては、ほかにも優先して整備しなければならないものもありまして、計上させていただかなかつたわけですが、今後の考え方としましては、引き続き、児童・生徒が快適に生活を送ることができますよう、引き続き整備のほうを進めてまいりたいという考えでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 簡単に答えられていたんですけども、とりあえず、これについては、何かしら自分でも、何というんですか、充実したいという意見がありまして、やはり、これについては重々、前段で、優先順位もいろいろあるでしょうから、なかなか厳しいということでありまして、どの辺が到達点だというものを示していただいて、計画をしてもらいたいなと思います。その方針が出ない限りは、ずっとこの予算審査で私聞くんじゃないかなと思うんですけども、その中で、そういった予定ですか、広くは、前段には小・中学校適正配置計画というのがあって、例えば西小のように廃校するところを充実してもどうもないでしょうから、それが前段にあっての計画ということになるんでしょうけれども、その辺の着地点というものがある程度示していただきたいなと思ひまして、この質問を終わりたいと思ひます。

○委員長（丹 正臣君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えを申し上げます。

まず、考え方で、課長のほうからも申し上げましたが、31年度予算に関しまして学校の整備事業費を検討する中では、実は、私どもも学校のトイレの洋式化、予算編成段階では当然検討をしてきたところではございました。しかしながら、結果としては予算の計上にはなっていないというのが、これは結果ではございます。まず、31年度の予算編成に関しましては、やはり学校の環境整備、幾つか視点を持ちながら行っていかなければならないということでございます。

そんな中で、一つ大きな目的といいますか目標が、2020年度から実施されます新学習指導要領、この中で小学校のプログラミングというものが学習としてスタートをします。そういった意味で、今、各小・中学校ともパソコン整備はされてはいるところでございますが、やはり順次更新の時期を迎えてきているということ、そして今、パソコン教室ではございますが、今後のパソコンを活用した授業の展開を見据えたときには、簡単に言うと、その校舎のどこでも、例えば体育館であっても、パソコン、タブレットとして使うような方向性、こんなことが文科省からも示されておりますので、そこへ向けたということでの検討もしてございます。そういった意味で、31年度予算、実は、私ども学校整備に関しては、そこにはかなり力を割いているという現状でございます。

そこで、トイレに関してでございますが、昨年度も答弁申し上げて、先ほど委員からおっしゃられましたが、御案内のように生徒数の減少により、トイレの数ということが一つ、まず着目点になるのかなと思ひてございます。専門的ではないので恐縮ですけども、いわゆる建築の考え方としても、人数によるトイレの数という、明確な規定はないということでもございます。そんな中では、我々としては、今現状のいる人数が、まず、これは考え方の起点になると思ひてございます。そういった意味で、建物の建設当初、例えば1学級40人という建設された当初の人数の基準から見ると、今はもう実態として、それは、子供の数は半分になっているのが実態でございますから、今のトイレの数が果たしてどれだけ必要なのかということ念頭に置きながら、トイレの数、整備率を考えていかなければならないかなと思ひております。

また、あわせて、昨年も申し上げました営繕調査のときのことも判断材料になっていくということで、建物によっては洋式化のみならず、トイレそのものの臭気の改善ですとか、そういったことも視野に入れた場合には、やはり工事費も少しといたしますか、かなり膨らむことも想定されますので、なかなかトイレの水洗化だけでは、ちょっと整備としてはなかなか難しいのかなということもございます。

あくまでも学校の整備については、子供の数、これは大きな基準にはなりますけれども。今申し上げましたように、やはり建物の状況も勘案しながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後についても学校生活の環境整備に関しては重点を置いてまいりたいと思っておりますので、御理解を願えればと思います。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、ふるさと給食事業について伺いたいと思います。

先ほど、西川委員より、ふるさと給食事業の拡大についての質疑の中での事業内容の説明がありましたので、その中で理解したということで、次の残った2点について質疑させていただきたいと思います。拡大する私立幼稚園、僻地保育園、認可外保育園の給食費の支出については、先ほどの内容の説明がありましたので、私からは、今後、この給食費については園児が負担する割合があるのかどうか、まず、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 布川学校給食センター主査。

○学校給食センター主査（布川優作君） お答えいたします。

園児が負担する給食費であります。食材費を170万9,000円の中に計上しておりますので、給食費の徴収はございません。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 次の質問なんですけれども、私も、今までもふるさと給食の拡大については提案を含め賛同させていただきました。それぞれ前もって4回やったふるさと給食が6回になり、また今回8回になりということで、だんだん拡大をしてきた中ですけれども、ふるさと給食を通して、子供たちの食育を進めるに当たり、若い人たちはやはり共働きの中にいます。今回の拡大を機に、園児らの一般給食を含めて考えてみてはどうかという提案なんですけれども、例えば、ふるさと給食とあわせ、月1回から始め、また徐々に全食給食へとつながっていけばという思いなんですけれども、やはり、この中では子供たちに温かい食事を供給したい。また、食育の促進を含め、地産地消、子供たちの支援にもつながり、また子育て日本一にもつながると思います。前向きな答弁を求めたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 興水学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（興水賢治君） お答えいたします。

ふるさと給食の目的につきましては、先ほど西川委員の御質問の中でも述べさせていただきました。

ましたが、地元でとれた食材を活用しまして、農畜産物にかかわる人々の働く姿、それから生産の仕組みを子供たちに理解してもらい食育の一環でもあります。また、地元の食材を活用した安全で安心な食の提供を受けることで郷土愛も醸成していく目的もあります。

また、全食給食の提供となると、お弁当を用意する保護者の皆様方からも、子育ての支援にもつながるのではないかとこの考えもありますが、当面につきましては、今回対象を拡大しました就学前施設児童の部分を含めて、まず、ふるさと給食の今回の実施状況を見ながら、全食給食について、今後、研究・協議をしていきたいと考えております。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私から、予算書の179ページ、説明資料の32ページになりますけれども、遠距離等通学助成事業についてということで質問をさせていただきます。

この事業は、土別市遠距離児童生徒通学費支給規則に基づきまして、補助対象となるのは、小学生、児童にあつては2キロメートル以上の者、そして、生徒、中学生にあつては3キロメートル以上の者に対して補助対象とするものであります。それで、まずは31年度の予算額であります342万3,000円の部分、これの内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 魚津学校教育課学務係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

遠距離通学費助成の内訳でございますが、バスの定期券の助成額248万2,000円となります。人数につきましては、小学生が22名、中学生、冬期間助成を含めまして12名となります。

また、バスが利用できないなど、保護者が所有する自家用車等を利用して通学する場合は、車賃の補助を行っておりまして、補助額につきましては94万1,000円となりまして、小学生14名、中学生24名となるところで。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 1点確認ですけれども、ただいま31年度の確認をしましたけれども、これまでも、人数、額的にはほぼ大体同額ぐらいで推移していると考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

人数の減少につきましては、生徒・児童数の減少に伴いまして、若干の減少傾向にはございますけれども、大きな推移としては、大きな変更等はございません。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 次の項目にありますバス・ハイヤー運行委託ということで2,745万円載っておりますけれども、これの内訳も教えてくださいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

バス・ハイヤー運行委託費の内訳でございます。まず、スクールバス運行委託費につきましては2,111万3,000円となります。内容につきましては、中士別地区が385万1,000円、下士別地区が460万3,000円、温根別地区が959万1,000円、平成31年度から西回りスクール線の委託費として306万8,000円を計上しているところです。また、スクールハイヤーの委託費といたしまして633万7,000円となります。

内容につきましては、北町・西士別地区が181万1,000円、南士別地区につきましては86万2,000円、温根別地区につきましては100万8,000円、中多寄地区につきましては265万6,000円を計上しているところでございます。

なお、西小学校の統合によりまして、北町、西士別の児童につきましては士別小学校、南士別地区の児童につきましては士別南小学校に通うことになるので、北町、西士別、南士別の児童の子供たちは、児童の減少に伴いましてスクールハイヤーで通学していただくことを考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それで、ただいまの答弁にもございましたけれども、今年度で西小学校が閉校になるということで、士別小学校、南小学校に統合されると。それで、次の項目に、一番下の項目でスクールバス維持管理費ということで載っているんですけども、現在、スクールバスは西小学校で、市所有の使われていたと思うんですけども、今後、西小学校がなくなって、維持管理ということで30万1,000円計上されてますけれども、これはどのような形で、どこかで使われるという認識でよろしいですか。

○委員長（丹 正臣君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

委員のお話しされましたとおり、現在、南士別地区、西士別地区を運行しております市の所有のマイクロバスでありますけれども、31年度から中士別地区を運行する予定でございます。

また、費用の内訳につきましては、マイクロバスの修繕費といたしまして25万円、バスの車検手数料、重量税といたしまして5万1,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それで、関連がありますので、今回は西小学校地区の31年度における通学方法についても確認させていただきたいと思っております。

まず、西小学校はスクールバスということで、保護者のほうには、もう連絡、通知が行っているかとは思いますが、具体的に、これまでの協議の中で西小学校地区における保護者や学校関係者の皆さんと登下校における協議、どのようなことがされてきたかということと、

最終的にどのような手段で士別小学校、南小学校に通うのか、この辺の説明をいただきたいと思えます。

○委員長（丹 正臣君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

西小学校統合後の通学手段につきましては、昨年5月から保護者と本格的に協議を開始しております。その際、保護者から市道名越通の踏切に歩道が設置されていない、また、踏み切りを含んだ道路の交差点とあわせて危険であるため、スクールバスを運行してほしいとの要望がありました。一方で、文部科学省の基準でも、遠距離通学と同様に安全な通学の視点から、その妥当性が示されておりまして、あわせまして、路線バスの活用も一つの手法だとされてきました。

児童専用のスクールバスにつきましては、事業者と協議を行ったところ、人員、車両不足のため運行できないとの回答もあったため、路線バスの活用について検討することとなったところです。具体的に、冬期間のみ運行していた東西回り循環線を通年運行し、一部の経路を変更することにより通学に利用できないのかとの考えから複数の案を作成いたしまして、保護者との協議を重ねてまいりました。

これまでの協議の結果、昨年10月5日の説明会におきまして、PTA会長を初めとする保護者の方から本案の了承をいただきまして、地域公共交通活性化協議会におきまして、路線等の変更について提案をさせていただきまして、承認をいただいたところです。この結果につきましては、ことしの1月30日に保護者に説明会を実施させていただいております。

さらに、児童、保護者の不安を払拭するため、2月17日、試験運行を実施しているところでありまして、児童、保護者合わせて97名の方に出席をいただいております。内容につきましては、西回りスクール線の体験乗車、路線バスの乗り方、おり方等について説明を実施しているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。ただいま御説明いただいたとおり、保護者も含めてということと試験運行もしていると、わかりました。

それで、具体的に4月から乗降するわけですがけれども、どのような形、例えば乗車証はどうするとか、その辺の説明もよろしいでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

西回りスクール線の利用につきましては、通学手段の一つということで説明をさせていただいております。利用につきましては任意でございます。申請された児童に対しまして乗車券を配付させていただきまして、乗車時に料金箱に乗車券を入れていただいておりますという形になります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

ということは、具体的にお話ししますと、例えば学校に行くとき、当然、児童の住んでいる最寄りの停留所から学校に向かっていくわけです。帰りも通常であれば学校から最寄りの停留所でおりにることになると思うんですけども、小学生ですから、児童ですから、例えば低学年であつたら間違っておりましたとか、そういうことも想定されると思いますし、任意ですから、例えば帰りは乗らなかったということも考えられるという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

委員のお話しされましたとおり、児童が間違つて違うバス停でおりになどのことも考えられるのではないかと考えております。そのような場合につきましては、できるだけ家庭の中で相談をしていただきながら、安全な登下校ができるよう学校と家庭と連携をしていただきながら対応していきたいと考えております。

また、登校のみですとか下校のみというバスの利用の方法も考えられるかなと考えております。こちらにつきましては、あくまでも、各学校のほうで児童の通学方法について確認をするという形をとりたいと考えておまして、通学方法を変更する場合につきましては、各家庭から各学校に連絡をするように周知徹底をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

今、答弁もいただきましたけれども、現段階で、今回初めてという形になろうかと思うんですけども、伺っている中で、やはりどうしても課題が想定されるのかなと感じます。何点か、想定される課題をちょっと述べさせていただきたいんですけども、まず、第1点に、今回このスクールバス、現西地区の子供が使うということですけども、そうなりますと、今回の質問項目であります遠距離児童生徒通学費支給規則とちょっと兼ね合いが合わないんじゃないかと感じる部分がまず1点。

それと、ただいま申し上げました乗降についてです。任意ということですので、いろいろなケースが想定されると。

それから、児童に対する学校側の安全管理ということで、ただいま答弁では、家庭のほうから随時学校のほうにどのような通学方法か知らせるというお話がありましたけれども、この辺もちょっと不安が残ると。

それと、事故発生時なんですけれども、当然、バスに乗っていれば、公共バスでは公共交通ですからそれは別として、例えば、間違つておりました際とか、例えば、通学路じゃないところで事故に遭ってしまった場合とか、そういうことも考えられるのかなと思います。

それと5つ目に、登下校時、これまで徒歩で通学していましたから、最寄りの駅から学校まで行くということは、ほぼバスの中に乗って移動となると。そうなると、やはり子供というのは、当然、学校や親から教えてもらって学ぶこともあれば、歩いて、いろんなもの見ながら学ぶ機会、例えば、気づきとかもそうです、危険箇所もそうです、そういったものも学べたはずですが、それがちょっと今回、ある意味、その部分は守られてしまうと。

そして、あと基礎体力の低下ということも、現代の子供はなかなか歩く機会がないということで、基礎体力のベースは、やはり学校に行く通学であるというお話もあるぐらいですから、その辺もちょっと懸念される。そのように私は今回感じております。

そこで、まずは、ただいま申し上げましたバスの乗降とか児童に対する学校側の安全管理、事故発生時の責任、責任といってもケースがいろいろございますけれども、その辺、もう一回詳しく今の見解をお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

まず、乗降についてということでございますが、先ほど係長からも回答させていただいたとおり、誤ったバス停に下車してしまうということも考えられるかと思っております。その場合の対処法、その場合には、次のバスを待つということよりも歩いて帰っていただくということのほうが現実的かとも思いますので、そのあたり、御家庭のほうで、そういう御相談はしていただきたいと考えているところでございます。

また、学校での通学方法の把握というところでございますが、こちらにつきましても、当然、各学校でどのような形で登校してくるかというのは把握していただくところなんですけれども、もしも違う方法での登校になるような場合には、漏れなく学校のほうに連絡をいただくように、改めて周知を行いたいと思っております。

また、登下校時の事故等の場合ということがございました。こちらにつきまして、登下校中に、もしけがなどした場合には、スポーツ振興センターへの通学時の状況ということで、対象になるころではございます。このようなことないように、安全に登下校ができますように、各校、保護者と連携をとりながら、地域の方の目もいただきながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） まだ、正直ちょっと課題が残っているのかなという感じはありますけれども、今、現段階では、市教委としては、そのようにお考えだということでもわかりました。

それでは、次に、安全管理という部分ではないんですけれども、先ほど話した学びの機会の喪失であるとか、あと経験から危機管理能力が得られないじゃないかと、向上しないんじゃないかという部分とか、あと基礎体力の低下も懸念されると思うんですけれども、その辺は市教委の見解はどのように考えていますでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

まず、登下校における経験や学びの機会の喪失についてでございます。スクールバスを利用することによりまして、自宅から停留所、停留所から自宅まで、時間は短いですが、各停留所までは歩くようなことになると考えられます。委員のお話しされましたとおり、バスを利用せずに徒歩で学校に通学するよりは、こういったバスを利用することによって歩く時間が短くなり、そういった経験の機会が少なくなってしまうのではないかとという側面もございませうけれども、ただ、今回そういった路線バスを使うことによりまして、一般の利用者の方と混在となりまして、地域の方と触れ合う機会やバスの乗車マナーを学ぶ機会ですとか、そういった機会も得られることもあるのではないかと考えてございます。

2点目の児童の危機察知能力の低下についてでございます。児童がそれぞれ学校に登校する際に、車が来たりですとか、自転車が走ったりですとか、いろんなことを見ながら登校することも十分あり得るのかなと思っております。こういった子供たちが、最寄りのバス停からバスに乗って学校付近のバス停でおりに学校に登校するという形になったときに、さまざまな危機察知能力が低下してしまうおそれがあるのではないかとということでございますけれども、バスというの、バス停にとまるという形になる場所ではありますけれども、バスに安全に乗降できるということも、子供たちのそういった危機能力ですとか、危険予測ということが必要になるのではないかと考えております。また、一般の方との混乗ということもございませうので、さまざまな方が乗られていることから、そういったことからでも、いろんな学びというもの学べるのではないかと考えております。

続きまして、基礎体力の低下ということでございます。委員のお話がありましたとおり、一般的に歩くことが少なくなりますと基礎体力等が低下してしまうということが懸念される事項ではございます。登下校時にバスを利用することによって、歩く機会ということは減少してしまうおそれはある場所ではありますけれども、子供たちのバスを利用して登校することにつきましても、短いですが、自宅から停留所までは歩いていけるということもあり、そういった基礎体力低下につながらないような形で、今後も学校とも連携しながら対応していければと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 今いただいた答弁の中で、児童の危機察知能力の低下という部分で、バスに乗ることによって、今回でいう名越通のところ、あそこの線路、あそこも回避できますので、そういった部分では、保護者も含めて非常に安心している状況ではあると思っております。ただ、現状として、そういった危険箇所を体感しないということは、逆を言えば、そうなる環境になれば、なおさら危険箇所を指導しなきゃいけない、そういったことも必要になってくるかと思っております。

それで、ちょうど今回の議会の大綱質疑の中で、国忠議員が、やはり子供の安全を守らなければいけないという部分で、くらしねっと情報、環境生活課が出しているものです。それのお話がありました。これも大事なことですし、関連がありますので、あわせて聞かせていただきますけれども、まずは信号のない横断歩道ということです。道交法38条の第1項ということで、当然ですけれども、法律上は歩行者が弱者ですから、万が一事故があったときは車が悪いんだけれども、この記載の仕方がちょっと誤解を招くような記載になっているんじゃないかという、そのような趣旨の質問がありました。

ただ、正直、私も、自分の子供も含めて、小さい子には、仮に横断歩道、信号があっても、ちゃんと周りを見てから確認してから渡ろうねという指導はしてきたつもりでありまして、正直そんなに違和感を感じなかったんです。ただ、国忠議員が言っていることも、一方ではなるほどなという部分もありまして、それに対して、市の見解はどうなんだといった質問の趣旨だったかと思えます。その際の佐々木部長の答弁では、あくまでも、これは法律のことを言っているのではなくて、歩行者に対しては、あくまでも今言ったような、みずから身を守らなくてはいけないんだよといったことを教えるために書いているんだという答弁がありました。それに対しても、でも書かなくてもいいんじゃないかという話になり、最後の副市長の答弁で、今後、記載の仕方も含めて検討するというお話がありました。

そこで実際、学校ではどういった指導をしているのかという部分で、小学校、中学校もそうですけれども、学校教育では、これ横断歩道に対して、児童・生徒にどのような教育というか指導をされているのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（丹 正臣君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

各学校においての指導方法ということでございました。各学校につきましては、交通安全教室、そちらのほうでこの点につきましては学んでいるところでございます。横断歩道を渡る際ということで、その際には、より安全に交通ルールを守って渡りましょうということの指導を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、参考までに、保健福祉部長がいらっしゃいますし、市の児童福祉施設ではどのような形で子供たちに、未就学児に指導されているのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 市の児童福祉施設につきましては、環境生活課の交通安全係の職員から、そういった交通ルールについての指導を受けておりまして、先ほど委員のおっしゃられるとおり、仮に手押し式信号が青ということになったとしても、しっかり車がとまるのを確認して、しっかり安全を確認してから渡るようにということで指導しているところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

とりあえず、教育現場では、法律の話ではなくて、特に小さいお子様には、みずから身を守るためには、ちゃんと周りを判断してから道路を渡るという、そういう指導をしているということが今明らかになったのかなと思います。

それで、もう1点、国忠議員のほうからちょっと懸念されていたのが法廷闘争になったときどうなるんだという御質問もありました。こういうことを書くことによって、場合によっては弱者が守られないケースがあるのではないかという、そういう趣旨の質問ありましたがけれども、この辺の見解、もう一度お知らせいただいてよろしいでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君） お答え申し上げます。

過日の大綱質疑の中で国忠議員から御指摘のありました訴訟リスクという部分で、副市長からは速やかに文言等を含めまして検証するという回答をさせていただきました。その後、私どもも、この経過を踏まえまして、弁護士に、その理解の部分が、私たちが発信した記載内容を含めまして、リスクが伴うものかどうかということをお意見いただき、御助言のほういただきましたところ、さして、この大綱質疑の後に、くらしねっと情報のこの号に基づいて、内容のほう見ていただいたところ、特段、訴訟リスクとなるような文言類、そして見解としても表現上も問題ない、義務のほうをきっちり記載しているわけではないので、注意を呼びかけているという部分では、何ら訴訟には発展していくものではないという御回答をいただいたところで

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 要するに、私が申し上げたいのは、特に先ほど来お話しているとおり、自己判断能力がない小さいお子様が、例えば言い方とかニュアンスが変わることによって混乱が生じては元も子もないという部分もありますので、今後、こういった情報誌もそうですし、学校教育もそうですけれども、統一した見解で子供たちを指導する必要があるのではないかと思います。

それで次に、先ほど答弁いただきました課題についてなんですけれども、基本、先ほどの答弁を聞く限りは、家庭と学校が情報共有する中で、基本、家庭のほうで子供に指導するといったような感じのニュアンスに聞こえたんですけれども、この辺、改めて保護者のほうにも、可能性のある課題は提起しながら、その辺もうちょっと、多分、安心されてる保護者さんもいらっしゃると思いますので、これから安全管理する上で、もう一回、市教委のほうからも、その辺のお話をして、学校と協議していつてはどうかと思うんですけれども、その辺の考え方をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答え申し上げます。

先ほど課長のほうからも申しあげましたように、具体的なことを、やはり学校と家庭でもやりとり、御案内のように学校だよりですとかそういったことでもしておりますので、先ほどそういうふうなお話を申しあげたところです。今、委員のほうからお話がございましたことに関しては、さまざまな機会を通じながら、何が一番効果的なのかということを考えながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、最後の質問になりますけれども、正直、私の中では、まだ課題が残っているなという状況の中で、これからしっかり子供たちを安全に守っていくために、先ほどお話しした遠距離等通学助成の部分の兼ね合いはどうなんだという部分もありますので、これまでもスクールバスのときはこういった規則というものはない状態で運行していたと思うんですけれども、今回を機に、その辺もうちょっと明文化して、何かあったときのために誰が見てもわかりやすいものをつくっておくべきではないかと考えるんですけれども、その辺の見解をお伺いして、この質問を終わります。

○委員長（丹 正臣君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

今、委員からお話のありました規則等の明文化というところでございますけれども、先ほどもお話がありました、これまでのスクールバス、ハイヤーについても、具体的な内容は記載をしていないところでございますので、関係機関等とも協議しながら調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 第11款公債費から第13款予備費までの通告はございませんでした。

以上で一般会計予算についての質疑を終わります。

まだ質疑がございますので、昼食を含め、午後1時30分まで休憩といたします。

---

（午前 1 時 5 7 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

---

○委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平成31年度国民健康保険事業特別会計予算から平成31年度農業集落排水事業特別会計予算までの5会計について一括質疑を行います。

御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私のほうからは、包括的支援事業、任意事業費の権利擁護事業

費についてお伺いしたいと思います。

認知症等により判断能力が不十分な方等が尊厳のある生活を行うことができるよう専門的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うと事業概要はなっておりますけれども、まず事業費で193万円、この内訳をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 梶田地域包括支援センター包括ケア係主査。

○地域包括支援センター包括ケア係主査（梶田美佳君） お答えいたします。

後見人などへの報酬額として、在宅者の月額上限額は2万8,000円、施設などへの入居者の上限額を1万8,000円、予算、施設運営分、在宅3名分、計144万円としています。

申し立てに必要な額として、収入印紙、切手、診断書、戸籍謄本代、予算2名分、22万7,000円としております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） では、権利擁護事業の内容についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 梶田主査。

○地域包括支援センター包括ケア係主査（梶田美佳君） お答えします。

権利擁護支援事業は、認知症や障害により判断能力が不十分で、預貯金の管理やさまざまな生活上の契約行為ができない方が本人にかわって財産や権利を守る後見人をつける、いわゆる成年後見制度の利用を市が支援する事業です。

この成年後見制度の利用手続は、通常、本人または配偶者、4親等内の親族が後見人の選任を裁判所に申し立てることが必要となりますが、後見人が必要な状況になっているにもかかわらず、身寄りがなく、申し立てが不可能な場合などに、士別市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、市長が本人や家族にかわって申し立てを行う必要があり、その際の申し立て費用を市が負担いたします。

また、成年後見制度を利用することになった場合には、家庭裁判所が本人の負担能力に応じた後見人報酬を決定することになりますが、生活保護法に基づく被保護者、あるいは低所得者でその支払いが困難な場合には、市長申し立て以外にも本人や家族が申し立てた場合も含め、市が助成しています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、先ほど事業を利用している方ということで、施設入所者と在宅とありましたけれども、その利用している方の状況、いわゆる、その過去、現在、今後の予想をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 梶田主査。

○地域包括支援センター包括ケア係主査（梶田美佳君） お答えします。

事業を利用している方の状況ですが、平成18年度に士別市成年後見制度利用支援事業実施要

綱が制定されましたが、実際に利用した方は、平成27年度までに高齢者の市長申し立てによる成年後見制度の利用者は3名、平成28年度、平成29年度、平成30年度の利用者は、それぞれ1名となっています。また、成年後見人報酬助成の利用者は、平成25年度から今年度まで実人数としては4名、延べ人数としては14名となっております。

現在利用されている方は、全員が施設利用者となっております。

今後、高齢化が進み、それに伴う認知症の方の増加や親族のいない高齢者が増えていく中で、財産管理のみならず介護サービスなどの契約など、本人の意思決定に基づき行う後見制度の利用が増加することが予想されます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今ほど最後のほうで今後増えるであろうという予測が立てられるとお話がありましたけれども、それに伴ってなんですけれども、成年後見制度が、当然、大切なんですけれども、この成年後見制度の周知方法、どのように周知をされているのかをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐山地域包括支援センター副長。

○地域包括支援センター副長（佐山友美君） お答えします。

成年後見制度の周知方法についてですが、士別市版高齢者福祉介護保険ガイドブックに掲載をしております。さらに、本市及びに士別市社協では、広報を活用しての制度の周知や、一般市民や民生委員、医療、介護、福祉関係者などを対象とした研修会等で周知を図っています。また、認知症初期集中支援チームや地域包括ケア会議、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや医療福祉関係者などと、さまざまな関係機関の連携のもと、対象者の把握に努めております。平成31年4月からは、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町の1市3町で業務委託を予定している士別市社会福祉協議会に設置の士別地域成年後見センターにおいても、成年後見制度の啓蒙・普及を幅広く行う予定であります。本市としましても、今後は士別地域成年後見センターと連携し、制度の周知と利用促進に向けて、さまざまな機会を活用して周知活動を行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 確認です。士別社会福祉協議会が、この1市3町を広域でということの捉え方でよろしいですか。

○委員長（丹 正臣君） 佐山副長。

○地域包括支援センター副長（佐山友美君） そのとおりでございます。

○委員長（丹 正臣君） それでは、平成31年度水道事業会計及び平成31年度病院事業会計予算については通告がありませんでしたので、次に移ります。

○委員長（丹 正臣君） 次に、議案第9号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議案第17号 士別市特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてまでの9案件について、一括質疑を行います。

御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 議案第15号 つくも青少年の家廃止条例について質問いたします。

廃止そのものは反対するものではないんですが、この代替施設について、教育行政執行方針においては、通学合宿型のチャレンジスクールについては、つくも青少年の家の閉所に伴い、朝日山村研修施設に実施場所を変更して実施しますと方針ではなっていました。ちょっと、そういったチャレンジスクールだとか、あと、子ども会の活動でS I N C、S、I、N、Cって、5月のわんぱくフェスティバルなんかで中心になるメンバーがつくっている組織だとか、よく合宿されていますよね、そういった今のつくも青少年の家で行っている、いろんな子供たちの合宿について、年間で延べ何人が何泊しているか、ちょっと数字をお願いします。

○委員長（丹 正臣君） 武山社会教育課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 国忠委員の御質問にお答えいたします。

来年度の計画予算の部分ですので、計画ということでございますが、特に、チャレンジスクールの部分につきましてでございますけれども、3泊4日で2回行っております。この分については想定ですと、今、指導者を含め延べ168名の宿泊を予定しております。また、今、S I N C、上級リーダーを終わって、その後リーダーとして活動している研修を含めた子ども会リーダー研修でございますが、その部分については、1泊2日の研修を2種行っておりますので、延べ43名の宿泊を予定しております。合わせて、来年度延べ211名の宿泊を予定しているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、このチャレンジスクール、延べ168名参加という、年2回ですから、1回当たりにすると84ということの宿泊がされているということなんですが、これは、つくも青少年の家で泊まって、朝ちょっと御飯食べてから学校に行くとかいう送迎についてなんですけれども、これ今、ドア・ツー・ドアで、要は青少年の家から各学校まで送迎していたか。

○委員長（丹 正臣君） 武山課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 今、国忠委員お話しいただいたとおり、送迎についてはタクシーもしくは市のバス等々を活用しながら、時間に間に合うような送迎体制を築いているところです。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 午前中、渡辺委員がふだんの通学についてバスを使うことについていろいろ述べておられましたけれども、実は、この朝日山村研修施設に場所を移すということで、当

然、そこへのアクセスが問題になると思うんです。朝、学校にドア・ツー・ドアで送るのかどうするのかということなんですから、私の要望を先に言ってしまいますと、ぜひ、これは朝日線のバスを使ってほしいと切に思う次第なんです。朝日線のバスは1日8往復、朝日発が7時25分が始発で士別駅というか士別軌道の本社ですか、着が8時5分という感じで、朝のバスもちょうど、朝日発、次は8時5分もありますし、結構、続発、次々と出ていますんで、ちょうどこの通学にはいいかなと思うんです。ただ、各学校に行くとなるとどうなのかというのはありますけれども、その辺ちょっと、この路線バスの活用ということは、少しちらっとでも考えたかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（丹 正臣君） 武山課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 路線バスの御利用についての御提案でございます。

今年度から、つくも青少年の家についてのあり方について皆様とも御議論いただく中で、チャレンジスクールの実施につきましてでございますが、本年度も2回実施しているところです。実際に、そのうちの1回については、新たな朝日山村研修施設の中で、来年度からは使用するということを想定しながら実施してきたところでございます。その中で、朝日からの通学という部分に関してでございますが、今回実施した中で、やはり朝の時間帯というのがなかなか子供の準備等々でも厳しい面がございましたけれども、実際には学校の始業時間には完全に間に合うような形で送迎ができたということでございます。

今、委員御指摘のとおり、時間帯についても活用できそうな部分もございますし、実際にリーダー研修等々でも、それなりにまずは議論して、実施はできなかったですけども議論もしたところでございます。今後の部分についても触れてまいりますけれども、そのようなことを視野に入れながら計画していきたいと考えております。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ぜひ、この朝日線、公共交通網形成計画の案でも見たら、データとしては1日1便当たり4.5人の乗車しかないということですので、ぜひ小学生、中学生もこれに乗ってほしいと思います。

今、現行の施策として運賃の半額補助もあります。小学生が半額補助で片道、士別・朝日間を使った場合220円になるということです。中学生の場合は、大人運賃の半額になる、半額券を使って半額になるので片道440円と。中学生の場合だと結構、行って帰ってで880円になるので、この辺、こういった朝日山村研修施設での研修に参加した場合に、できれば、さらなる減免等をお考えになられたらと思うんですが、その辺の可能性はいかがですか。

○委員長（丹 正臣君） 武山課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 路線バス利用に関しての運賃の負担ということの御質問だと思います。

まず、路線バスの活用については、まずは事業目的、それぞれのチャレンジスクールなども学習習慣の定着等々の目的がございますので、そのプログラムに合った中で活用できるかどうか

かを検討していきたいと考えております。

また、その中で、バスの運賃等についても、先ほど少し触れましたけれども、これまで借上げバス、市バス等々活用する中で、その事業費用、来年度予算の中で見ておりますので、基本、借上げバスを使う場合には、もちろんその事業費を使いますけれども、今、御提言いただいた部分について検討ができるものについては、運賃についてもその中から負担をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかにございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 私のほうから、関連議案であります議案第16号の士別市養護老人ホーム及びデイサービスセンター並びに議案第17号の士別市特別養護老人ホームの指定管理の指定について質疑をさせていただきます。

予算関連資料ということで事業の成果報告等々をいただいております。これに沿いながら質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目ですが、これは桜丘荘とデイサービスセンターに関しての管理運営検証ということで1ページにありますが、その中で、評価の中で1つだけB判定があります。これは、収支実績のところの契約の見直し、消耗品の見直しなど経費削減を実施し、適正な運営に努めたといったところの項目がBになっておりますが、この辺の理由というのを、まず先にお聞かせいただきたいと思っております。

○委員（渡辺英次君） 松ヶ平介護保険課長。

○介護保険課長（松ヶ平久美子君） お答えいたします。

このB判定といいますのは、おおむねできているというところの判定にはなりますが、桜丘荘に関しましては、指定管理の発生というところで、できるだけ抑えてはいただいておりますが、まだ検討しながら改善できるということでB判定という形にしました。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

続いて、利用満足度調査という項目がございますが、不満の項目に、若干ではありますけれども御意見があったということになっておりますが、具体的な内容と、それに対する改善策等、何かお考えあれば報告願います。

○委員（渡辺英次君） 滝上介護保険課副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） 今、利用満足度調査の不満の内容にということなんですけれども、まず、桜丘荘に関しましては、その不満の内容としては、館内放送が聞きづらい、聞こえづらいといった意見ですとか、あと、食事に関するところで、食事の味が薄いですとか季節に合った旬の食事を出してほしいと、食事に関してはこういった意見がありました。あと、インフルエンザ等の流行期間に関しては、面会制限を施設的にしているんですけども、そういうと

きに、ロビーでの面会を基本としているんですけども、そのときも部屋でお話がしたいと、こういったような意見がありました。

まず1つ目の館内放送の音が聞きづらいという部分の改善策としましては、音量調節、こちらのほうを小まめにすることで、改善が図られたということでもあります。それから、食事なんですが、養護老人ホームということで、栄養価とかを考慮しながら、利用者によっては刻み食といった対応等もしています。ただ、やはり食味の感覚や、食べ物の好き嫌い、こういった部分は、人によって異なっていってしまうことから、完璧な要望に応えることはできないんですけども、できる限り、利用者の好みや食感に応じた食事の提供を心がけています。それから、季節に応じた食事、この部分は、例えば、お正月にはお節料理を出したりですとか、最近バイキング形式、こちらの食事の提供もしているということになっています。それから最後、面会制限、この部分なんですけれども、やはり感染症の拡大の危険性、こちらのほうを重視しまして、各部屋での面談というのは、やはり御遠慮いただくと、そういった対応をとらせていただいているんですけども、やはり、そういった趣旨を家族とか知人とか面談者、こういった方々にその趣旨を丁寧に説明して、御理解していただきながら、ロビーでの面会をお願いしているといった状況にあります。

コスモス苑の不满内容としては、まず、利用者からなんですけれども、出張販売をしてほしいですとか、出前をしてほしいといった意見ですとか、あと、家族からは、爪が伸びている、それから衣服等の汚れが気になる、こういった意見が出されました。

コスモス苑の改善、出張販売とか出前に関しましては、まず、出張販売に関しては、毎月市内の商店にちょっと協力してもらってしまっていて、施設内での販売を実施するというところで行っております。出前なんですけども、現行ではちょっと対応しておりませんが、今後、定例的に出前の日とかを設けて、対応を検討しているということもありますので、今後は出前も、毎回ではないんですけども、定例的な出前の日を設けて対応したいという考えであります。それから最後、爪が伸びているとか衣類等の汚れが気になる、この部分に関しましては、これは、やはり衛生管理上、特別養護老人ホームということで、これらは徹底する必要があるということで、このアンケート調査終了後に、もう、すぐ職員に関しては、例えば利用者の爪や衣服の確認を丁寧に対応するとか、それから経験年数の浅い職員もいらっしゃいますことから、そういう経験年数の浅い職員には、こういうことがないように再度指導助言などをするよう、早急に改善をしたところでもあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 1点だけちょっと確認なんですけれども、爪が伸びているというのは、利用者からのアンケートですから、介護士自身がということですか。

○委員（渡辺英次君） 滝上副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） 爪が伸びているというのは、家族から、アンケート調査で家族

のほうからこういう意見が出てまして、もちろん本人の爪が伸びているというのを家族のほうからのアンケート調査の中に書いてあったので、それに対してはすぐに対応したと。コスモス苑の利用満足度調査は利用者と家族と双方にやってみまして、利用者でも、やはり重度の方にはなかなか聞き取れない場合があって、家族の方にもしています。家族の方から、ちょっと自分の身内の方が、入っている方が爪が伸びたり衣類がちょっと汚れたりしているんだと、そういうような意見が出てきましたので、早急に対応したと、そういうことです。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

やはり利用される方によっても、いろいろ感じることも違うでしょうし、対応できることもあれば、できないこともあるということで、ただいま答弁いただいたとおり、できないことに関しては、丁寧な説明をしていただければ不満という部分が消えるのかなという気がするのですが、今後、推進していただければと思います。

次に、30年度における年間の退職者数と主な退職理由、把握されているものがあつたら説明いただきたいと思います。

○委員（渡辺英次君） 滝上副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） お答えいたします。

まず、介護施設での退職とか就職は、コスモス苑に限らず、結構、年間変動が多いというもので、特にコスモス苑に関しましては、桜丘荘に比べて退職者や就職者、採用者の変動が大きいという状況にあります。

まず、桜丘の状況を申し上げますと、30年4月1日現在では19名職員がいたんですけども、年度内の採用として2名採用しました。退職者はゼロです。支援員1名、看護師1名を採用しまして、本年の2月28日現在では21名の職員がいらっしゃいます。桜丘のデイサービス、こちらに関しては4月1日の7名から、そのままで退職者はいない状況にあります。

一方、コスモス苑なんですけれども、コスモス苑に関しましては4月1日現在で50名の職員が在籍していました。この50名、先ほどの桜丘もそうなんですけれども、事務職員ですとか経理の方、こういった方々は除いて、施設長ですとか介護職員、こちらの方々に特化した今数値を申し上げますけれども、30年度の4月1日のコスモス苑の状況としましては、4月1日に50名いまして、年度内の退職が7名いらっしゃいました。その内訳としましては、ケアマネジャー、看護師、栄養士、それぞれ1名ずつ、それから、介護職員と調理員がそれぞれ2名退職なされまして7名の退職となったと。ただ、年度途中の採用者のほうが9名いまして、ケアマネジャー、看護師、栄養士、それぞれ1名ずつ新たに採用して、介護職員に関しては2名、調理員に関しては4名採用しました。ですから、退職7名に対して採用が9名あったということで、2月28日現在では52名のスタッフで介護を行っているという状況にあります。

退職の理由なんですけれども、これらの両施設の主な退職の理由としては、やはり一身上の都合というものが主な理由でありまして、その詳細に関しましては、本人の病気ですとか家族

の介護、それから転出とか転職といった内容とお聞きしているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

コスモス苑は特養ですから、いろいろ人数の出入りもあるのかなということは察するところなんですけれども、これは参考までに、指定管理になってから、26年からですから丸5年が経過したということで、これまでの間も、やはりこのような感じの人数の職員の入れかえというのは大体あったような感じなんではないでしょうか。

○委員（渡辺英次君） 滝上副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） 指定管理のこちらの資料にもありますように、介護職員が一番やはり変動が大きくて、実数ではなく、何、何人という記載をしているというのはやはりそういう内容です。中でも特に多かった部分でいきますと、桜丘荘とか桜丘デイ、こちらでは29年度が一番多くて、年度内ですが、四、五名の方が退職なされました。ですがいずれも補充して、サービスに影響がないよう施設としては対応したという現状にあります。

コスモス苑なんですけれども、コスモス苑に関しては、28年度が一番やはり多くて、17名が退職して、こちらの資料のほうにも、28年度は一時的な職員不足等も生じまして、入所率が落ちたという時期もありましたけれども、徐々に職員を補充しながら翌年度には何とか改善できたと、そういうような状況にあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、25年3月、直営の段階です、その段階にこの両施設にいらっしゃった介護職員の方が、今、現在、1期の指定管理が終わるわけなんですけれども、何人が残っているのか、その辺の御説明もいただきたいと思います。

○委員（渡辺英次君） 滝上副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） まず、桜丘荘なんですけれども、2月28日現在では、先ほど申し上げました21名のうち、直営だった時代の職員9名残っております。残りの12名が指定管理後の採用の職員という形です。桜丘のデイサービスに関しては7名のうち、直営から残っている職員は3名で、指定管理後は4名ということになります。

コスモス苑なんですけれども、コスモス苑は52名のうち、直営から残っている職員は21名で、指定管理後の採用になった職員は31名と、こういった状況になっています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） どの施設も大体、半分弱ぐらいは残っているというのが今の現状だということはわかりました。

そこで、26年4月1日から指定管理になったわけなんですけれども、もともといた職員の処遇改

善という意味も含めて、25年4月1日から老人福祉施設従事職員資格取得助成規程というのを定めて、今の3施設にいる職員に対して、資格の補助をしております。実際に、この規程に基づいて、これを利用した職員の数、そして後から新たに入った方も利用、当然該当しますので、その人数等を教えていただきたいと思います。

○委員（渡辺英次君） 滝上副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） 25年度からのこの市の資格助成制度なんですけれども、実は28年度まで実施して、29年度からは市のほうで介護従事者新規就労定着支援事業という新たな事業を進めてますので、そちらに資格取得に関する支援については移行したという経過があります。

それで、まず状況なんですけれども、もともとの市の資格助成制度、こちらのほうは、26年度では7名、その内訳としましてはコスモス苑の職員が4名、桜丘荘の職員が3名です。27年度は2名で、コスモス苑、桜丘荘それぞれ1名ずつがこの資格助成制度を利用して資格を取得したという状況になっています。28年度はいらっしゃらなかったんですけれども、今度、新たに介護従事者新規就労定着支援事業が始まりましたのが29年度からなので、29年度では3名、30年度では3名の方が、この定着支援事業を使いながら実務者研修の受講をしたという状況にあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） この29年度から就労定着になったということですが、これは実際に就業されるときに、こういった助成があるということも、当然ではありますけれども案内は出しているということでしょうか。

○委員（渡辺英次君） 滝上副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） 現行では、採用の応募があつて、面接時にこういった資格取得に向けた制度があるという説明を行っているとお聞きしているところです。ただ、やはり市のほうも、この介護従事者の確保に関しては、予算づけ等、いろいろと重要な部分と受けとめていまして、今後は募集時から、例えばハローワークの求人ですとか施設のパンフレット、こういったものにも掲載して制度の周知を図っていただくようお願いをいたしましたところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

それで、職員の処遇についてということで、報告書によるとコスモス苑と桜丘荘について、実際に給与の部分で差というか、桜丘荘のほうはおよそ1万円ぐらい処遇が改善したというのと、コスモス苑は平均4万円ほどというのがあるんですけれども、この差というのはどういったものが要因になっているのか、御説明ください。

○委員長（丹 正臣君） 滝上副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） 職員の給与形態という部分と処遇の部分なのですが、給与形態に関しては基本給とかそういったものは、コスモス苑、桜丘ともに同じ三愛会が運営しているということで、基本給や資格手当、それからボーナス等の基準等は両施設とも同じです。ただ、処遇改善加算というものがあまして、これは介護保険法に基づいた加算でありまして、看護師とかケアマネジャーは、ちょっとその支給対象とはならないんですが、支給の方法というか算出方法としましては、介護施設ごとの総介護報酬に一定の算定率というのがあって、そちらを掛けて、その掛けた上乘せ分を介護職員に支給すると、そういった部分が処遇改善加算という制度です。それで、その加算の率ですとかも施設によってこれは異なっておりまして、コスモス苑と桜丘荘ではその算定率が違います。コスモス苑のほうが高い算定率になっていることと、介護報酬自体もやはりコスモス苑のほうが高くなっているということで、こちらの制度の検証の評価のほうにも書いてありますけれども、コスモス苑では1人当たり大体月額4万円から5万円の処遇改善加算になりまして、桜丘荘では1人当たり月額1万円程度という状況になっています。

ただ、この処遇改善加算なんですけれども、やはり両施設で1万円と4万5,000円とかと差があるんですけれども、やはり、そこは特別養護老人ホームと養護老人ホームという形で、やはり業務内容にちょっと違いがあるということで、職員の方々もこの加算の違いについては納得しているとお聞きしています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 特別養護老人ホームだから、その辺の算定率が違うということですね。わかりました。

それで、指定管理料についてということで質問したいんですけれども、指定管理料は、桜丘荘のほうですから、桜丘荘のみの話になるんですけれども、収支計画で2019年度から2023年度まで5カ年で指定管理料が出ておるんですけれども、後半の年度のほうが指定管理料が少し高い設定になっております。この辺はどのような要因があるのか、御説明ください。

○委員長（丹 正臣君） 松ヶ平課長。

○介護保険課長（松ヶ平久美子君） お答えいたします。

まず、指定管理料、桜丘荘のほうの後半の金額が少し増加しているという部分についてなんですが、これは職員の昇給ですとか人件費の増加、消費税の改定等で増額という形で見込んでおります。それで三愛会としましては、2022年度では3,592万5,000円で見込んでいたんですが、一般型特定施設への移行というのを目指してまして、2023年度では26万8,000円の減額の3,565万7,000円という形で見込んでいたような状況です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ただいまの答弁で一般型特定施設というお話が出ました。これは報告書に

よりますと、今、利用されている方の要介護2の方がそのまま残れるようにするためのものだというので書いてあるんですけども、実際に、その施設に移っていくことによってどのようなメリットがあるのかという部分の御説明をいただけますか。

○委員長（丹 正臣君） 滝上副長。

○介護保険課副長（滝上聡典君） まず、一般型特定施設に関してなんですけれども、今、現行の桜丘荘は外部サービス利用型という、要は社協さんのヘルパーさんが要介護1とか要支援で介護が必要な方、こういった方々にサービスを提供しているという形態をとっています。それがこの一般型特定施設という施設の認可になりますと、今度は、施設内で全ての外部サービスの社協のヘルパーさんたちに頼らなく、自前の職員たちで介護サービスを提供できるという形態になります。それに基づいて、要介護2までの方も今度は受け入れして介護サービスを提供しようということで、今、市と三愛会のほうでは協議しているところであります。

要介護2まで受け入れるということで、実は、コスモス苑のほうは要介護3からと。特別養護老人ホームは基本要介護3からの入所ということが原則になっていまして、今度、桜丘荘からコスモス苑へのスムーズな移行、同じ法人が経営しているという部分で、例えば利用者間の悪くなった場合の移動も、今度、情報提供ですとか、職員の質も同じような研修形態とかをとっておりますことから、やはり利用者のサービスの向上にはつながるのではないかと、そういった意味合いがあります。

それから、もう一つ、この一般型特定施設になりますと、介護報酬もやはり多く入ってくると、そういうような部分もありますので、今、支払っている指定管理料、2023年度では3,565万円と予定しているんですけども、今度、2024年以降に関して、この一般型特定に移行した場合は、また、さらなる指定管理料の圧縮も図られると、そういったメリットもありますので、今、市のほうと三愛会さん、指定管理者のほうとよく話し合いながら、これらの一般型特定施設への移行に向けて準備を進めていきたいということでやっております。

ただ、この一般型特定施設の移行に関して、自分の施設で全ての介護をするということで、人材の確保という課題もありまして、それを、やはり今後5年間の中で、市の人材確保策などをいろいろと使いながら、人材の確保もあわせてやりながら、この一般型特定施設への移行を目指したいと考えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） それでは、ここで、2時20分まで休憩いたします。

---

（午後 2時10分休憩）

（午後 2時20分再開）

---

○委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

平成31年度予算全般について御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 予算全般についてということで、私が行った質問ではないのですけれども、大西委員が予算審査初日に総務費の普通財産の当初解体計画との比較についてという項目で発言したことと、昨日2日目に農林水産費のめん羊振興事業のところの質疑で触れたんですけれども、特定遊休財産にかかわる、いわゆる今回では中多寄がメインになろうかと思うんですけれども、それに対する答弁に対して、ちょっと私も少し理解に苦しむ部分がありましたので、改めて質問させていただきたいと思います。

まず、大西委員の質問の中では、現段階で、その地域に説明するべきではないかと、そのような趣旨の質問があったのに対しまして、現段階では地域に説明できないと、不確定要素が多い、確定していることが少ないので、今はそういうタイミングではないというニュアンスの答弁があったと思います。そこで、これまで中多寄小学校については、議場で大西議員からも数々の提言を含めて議会で取り上げていましたので、相当要約した形にはなりますけれども、ちょっとその辺にまずは触れさせていただきたいと思います。

一番最初に本議会で議題に上がったのは平成26年の第3回定例会かと思われまます。その際、大西議員のほうからの質問では、閉校後、行政から方向性が出ないため、地域を含めた市民の意見を反映できるような検討会や考える会の仕組みが必要ではと、そのような趣旨の質問が出されました。その際、副市長からの答弁では、教育施設という考えも現実に至らず、現在時間がかかっているということでした。それで、大西議員の提言を十分に認識しながら進める、そのような答弁でございました。

そして、翌年、平成27年第1回定例会で、経済部長の答弁なんですけれども、閉校した学校の一部を利用し、就農希望者を受け入れることができる施設を整備するという方向性だと。農業団体関係者、地域の農業者の理解が必要、広く関係者や市民の意見を集約し、具体的な制度設計に入るということで、いつときこのような話がこの議場でもされたかと思えます。

しかし、その後、農業研修施設に関しては諸事情、いろいろな事情によりまして難航しているという市の答弁もありまして、翌年、平成28年第2回定例会の副市長の答弁では、この農業研修施設整備について、立ちどまって検討すると。しかしながら、地域活性化のために活用するように年度内に方向性を出す。このような答弁があり、その後の平成28年第4回定例会では、農業施設の整備は行わない方向になったと、そのような答弁がありました。それで、その際に、答弁の中では、現段階では未定であるが、地区別計画のワークショップの中で地域の声を聞きながら、市内全体または市外に向けても活用の方向性を見出すと。そういった意味では、その段階で、今現状で行っているような市外からも含めて誘致をするという方向性が出されたと考えております。

そして、その後、またさらに1年たつんですけれども、平成29年第4回定例会、総務部長の答弁で、遊休財産として活用募集をしていることを明かされまして、しかし応募がないと、そのような答弁でした。

そして、昨年です。平成30年第1回定例会の際に、大西議員が、つくも青少年の家の機能を移してはどうかと、そのような提言をしました。しかし、そのとき、ちょうど今現在、技術職や専門職の研修施設整備についての話が来ているということで、このときは、私、今、答弁書を持ってきているんですけれども、当然、相手方の企業の名前は伏せた状態ではあるんですけれども、今回のような説明以上に、結構深く入った、どういう話が来ているんだという説明がされております。

そういうことがあった中、今回、今定例会でこの遊休財産の活用について同じように大西議員が照会したのかなと考えております。その際には、羊の飼養と外国人留学生の語学学校、そして植物を原料とする油の製造施設の話が来ているというところまではあったんですけれども、昨年の30年でいえば、中多寄小学校に限定している状態で、こういう話が来ているということでしたから、多分、地域の方もそういうのが来ているんだというのが認識していたかと思うんです。ただ、今回は西小学校もそれに対象に入っているという中で、説明をされていないということで、恐らく地域の方も回り回っていろいろとこう聞いている部分もあるんでしょうけれども、正式に市のほうから話がないのはどうなんだといったのが今回の議論の中心になるところだと思うんです。

そういった意味で、現段階で、市のほうで考えている、その地域のほうに合意形成をとりに行くというタイミングは、どのようなタイミングが適しているとお考えなのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 東川総合企画室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） まず、その市で考えている合意形成のタイミングというところがありますけれども、合意形成という言葉が適正なのかどうかというところはありますが、市のほうで説明をしなければならない時期という部分で考えているのは、ちゃんと事業者のほうから、この企業立地促進条例に基づく申請書なり事業の計画書といった、ちゃんとした形のもの、例えば口頭だけではなく、ちゃんと書面となったようなものがまず出された後、その部分については内容等も審査し、法令等の適合性とか、そういった部分も十分考慮した上で、市の市政の発展のために、そういった遊休財産の活用をすることが望ましいだろうという判断をした際に、まずは議会のほうにも御相談をし、その後には地域の方々にも説明していくというのが道筋かなと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 渡辺委員から、これまでの経過について改めてお示しをしていただきまして、お話のとおり、この中多寄の旧小学校の活用については、さまざまな議論がなされ、また、その中でいろいろな形での方針の修正なり、新たな議論ということも生まれてきたというのは確かであります。その中で、当初、例えば公共施設の役割を持っているような施設の活用ができないかということもありましたし、その上で民間の力をおかりしてそこを活用すると

いう議論にもなったことがあります。そういった段階においては、例えば全国で行っているような旧小学校・中学校、この活用については広く意見を募って、その中で、もし申し出があれば、結果的に具体的な提案というところに至らなかったわけですが、その場合には、その提案を受けて活用するというのもできるのではないかとということで議論してきたところであります。その中で、具体的に民間での活用の具現化には至りませんでしたけれども、その中で、例えばこういうことはどうだろうということも現実にあった、その途中経過を報告申し上げたという経過はございます。

ただ、本定例会初日に議決をいただきました企業立地促進条例、その改正の主眼の一つとしては、なかなか遊休財産、一般的な公募で、通常の価格で、もしかすると、そのまま学校を活用してくれるという場合もあれば、それを解体して使いたいということまで含めると、私どもでいうと基本的に適正な価格での取引ということになるものですから、それだけでは非常に難しいのではないかとというのが、これまでの議論結果としてございまして、その上で、今回提案申し上げたような趣旨に合う、例えば私どもでいうと試験研究ですとか、市政の発展に大きく寄与する、そういった限定した中で、そういう場合であれば譲与、無償も可能ということで、広くまたこれも提案を受けようということで議決をいただいたところです。

そういった意味では、今後、具体的に全ての施設、これまでの計画もありますので、ケース・バイ・ケースということもあるかと思うんですけども、例えば新たに公募を受ける場合については、一定期間提案を受けますよと。その提案を受けた中で、もちろん、条例に沿ったような形で提案があれば、複数提案があった場合には、その中でどれが一番この精神にのっとった活用、市民・地域のためになるのかということで決定をし、その上で議会に御説明し、地域の合意形成を図った上で実際に実施というのが望ましい形であろうと考えておりまして、そういう意味では、当時、競争になるかどうかわかりませんが、市の制度では、こういう有利な条件で全国から手を挙げてほしいという趣旨で、同じ条件で、全ての施設がそうなるかどうかわかりませんが、新しくそういうふうな申し出を受けるとか、そういう考え方もあるものですから、その中で、現段階で決まっていない、もちろん相談を受けているケースはあるわけですが、それを逐一、決定前にこの場で明らかにさせていただくということは、企業側としても、なかなかそういう条件であると、応募に二の足を踏むということがあり得るかもしれませんし、同じ条件での提案という意味でも不公平があっても困るという、さまざま要素を勘案して、今回、概要は申し上げましたけれども、具体的に、どの施設に、どのような考え方でということまではお示しできないということで御答弁を申し上げたところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） では、こういったケースの場合はどうのように考えられるでしょうか。例えば、室長がお話しされたように、まず、ある程度その条例に適合するかどうか判断しながら、事業計画書が上がってきたと。庁内では適合するのではないかと判断になりました。その

段階で、では地域に説明に行きましょうということで仮に行ったとします。企業側も市がオーケー出しているわけですから、ある程度、これは事業になるなという段階で、多分精密な事業計画書は出されていると思うんです。その段階で地域に行くと、地域から、理由は何かわかりませんが、例えば猛反対があってできない、かなわないとなった場合に、企業はまた撤退する可能性もあると思うんですけれども、その辺については市はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 先ほどお答え申し上げました、基本的に市民の合意を得るということが前提で、それに向けた努力をするということに変わりはありません。

ただ、現実問題、地域大勢が反対して、それを押して企業が進出するとなっていて、そういう状態になったときに、総合的な判断として、我々もそれはもう関係ないんだということになるかどうかというのは、もちろん、いろいろな公共施設の建設の場合にも、地域の方、全て全員が賛成かどうかというのは必ずしもない場合もあるかもしれませんが、多くの方が御理解いただいた上で、これまで、さまざまな施設を整備してきたということも考え合わせますと、基本的には、そのために努力をし、そういう前提で立地をするということにはなろうかと思っておりますので、もしお話にあったように猛反対があって、地域が納得しないというときに、そういう事業が、もし実施したときに果たしてうまくいくのかということ、なかなか、そのようにはならないんじゃないかという判断もあり得るんじゃないかということで、仮定の段階で、今、こういう場合にはこうだということを、なかなか申し上げにくいんですが、基本的な考え方として、御理解いただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 私が申し上げたのは、もちろん地域がそういう状況であって、企業側が有益じゃない状況で、こう無理に進めるということも考えづらいのはわかるんですけれども、私がお話ししているのは、逆に撤退をしてしまうということになると、それまでやってきた事業計画期間、当然、真っさらになるわけで、私は、だから企業というのは、やはり利益を求めするために、当然、有益なことに対して事業に手を出すわけですから、まず最初に、やはり地域の例えば状況とか判断とかもある程度した上で事業計画を進めたいんじゃないかなと思うんです。そういった意味で、例えば企業側が地域に説明に行きたいんだというお話があったときに、例えば地域のほうが、市から何も話を聞いていないので、もしかしたら全く、それこそそういうことを使って詐欺の可能性もありますから受け入れてくれないことも想定されます。そういう意味では、企業が地域に説明に行きたいんだと言っているときには、やはり、ある程度、市のほうも、その事業計画書が細かいものが上がってなくても、ある程度その辺は私は融通をきかせて、地域との信頼関係を築くべきじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 例えばということではなかなかお答えしにくいんですが、例として、

地域でそういう企業を立地することによって大きな影響がある場合に、企業側も、こういうことは可能なんだろうかと、例えば環境問題、住環境だとか環境法令に、もちろんのっつてはいるんですけども、地域の方がどういうふうな受けとめをするかということで、そういうケースはあるかもしれません。私ども、制度設計の段階で考えておりましたのは、これは、有利な条件でより多くの方から手挙げをしていただいて、ある意味競争に、なるかわかりませんが、競争ができるように、どちらの提案がより本市のためになるのかということも想定していたものですから、そうなった場合には、基本的に、その都度、決定前に複数の案が地域で、いろいろと御説明するという事は、なかなか現実的に難しい、御答弁で申し上げましたけれども、まだ意思形成の過程の段階で不確かな情報がどんどん流れるということの悪影響もあるということで、もちろんそういうこともあるかもしれません。基本的には、そこの公平性ですとか、地域での混乱ということを避けるためには、基本的に方針が固まって、その上で御説明することが適当ではないかという考え方で、これまでこの議論をしてきたところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 恐らくなんですけれども、私だけじゃなくて、大西議員がこの議場でおっしゃっていた趣旨も多分おおむね同じような考えで僕はお話ししているつもりなんですけれども、恐らく今の結論からいいますと、今の行政で考えている考え方や市民が求めているものが恐らく相違している部分、正直あると思うんです。ただ、そういったものは、やはり今後詰めていかないと、ましてや今回こういう条例改正して、市の市政のために寄与する、要するに企業も地域もウイン・ウインの状態をつくらなければいけないのに、すごく私は難しいと思います。

その辺、もうちょっと、今はもうずっと言い続けても変わらないのかなという気はしているんですけども、やはり今、その部長の御答弁にもありましたけれども、ある程度、競争できるのであれば、期間内に複数挙がったなら競争したいんだと、その中から選びたいんだとなったときに、その段階で、私、今、地域のほうはもうその二の次になっているなど感じてしまいました、その段階で。ですので、もうちょっとある程度、何か線引きをして、もうちょっと明確に市民も納得できるようなルールづくりというのはできないものなんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 考え方については、今、総務部長から言ったとおりなんでありますけれども、先ほどのお話の中に、私が中多寄の関係で言った話が出ておりました。あのときも、中多寄小学校を何とか活用しなければならぬという思いがあって、そのとき相談あった話を何とか実現させたいという思いがあって、実はこういう話があるということをお話ししたのでありますけれども、結局、今、言っておられる羊関係、あるいはその植物を利用した油関係、あとは研修関係と同じぐらいの熟度のときにそういう話をして、結局、その羊自体はほかの地域に行ったという反省があって、これは地域の人に逆に混乱を与えてしまったなという、今はそ

ういう反省もしているわけでありませう。

それで渡辺委員がおっしゃる、今、地域の方がそういう話があるのになぜ何もないんだということをおっしゃるといことを前提として言われていると思いますので、私ども、しっかりと事業計画を見て、実態的に今、市としては相手方の計画書を見ているわけでもないですし、今こういうことでお互いにこういう場合はどうだというお話の相談の段階ということでありませうので、もうちょっとしっかりと先が見えた時点で、早い時点で議会にも御相談したいと思ひませうし、地域にも行きたいと。ただ、その時点がいつになるかということになると、やはり、我々が確認できる状況になるというのは、やはり申請としての形が整った段階になるのが基本でないかなと考へておひませう。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、もう1点なんですけれども、2日目です。2日目の大西委員の答弁に対して、私、今、その説明する時期のお話をさせていただきましたけれども、では実際、その説明する時が来たら、説明するのは行政なのか、企業側なのか、もしくは両者なのかという質問があったとも思ひませう。そのときの答弁が、企業というお答えだったんです。私はここにすごく何か疑問を感じました。

その理由が、まず、この企業立地促進に向けた、この施策、事業に取り組んでいるのは市であります、当然。出た事業計画書を最終的に判断し、契約するのも市です。なおかつ、恐らく今のお話でいうと、事業計画を受け取った段階で、もし仮に1回目の地域に説明に行くのであれば、当然、市の施設です。その段階で、私は、その企業が行くというのは、どうもなじまないんじゃないのかなと思ひませうし、先ほどもお話ししましたけれども、多分取り合ってもらえないんじゃないかという可能性もありますし、また、そういうことやったら、また詐欺とかを誘発する可能性もありますので、ここは、やはり、まず行政だけじゃないとしても、まず大前提として行政の方が行くのが筋道なんじゃないかなと考へるんですけれども、その辺のお考へはどうでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 私がお答えしたことでありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

ちょっと言葉足らずだったかもしれません。もちろん申請をいただいて、いろいろな計画を見て、市は、これは雇用の面、あるいは地域経済活性化の面から見て有益だといったことをもって立地に向けて動き出すということでありませうので、その地域に最初の段階でこういうお話がありますとかいうのは、もちろん市がだと思ひませう。

ただ、立地企業は、その地域の一員として、それからいろいろな活動もあるでしょうし、もちろん地域のコミュニティーにもかかわらなきゃいかんということがありますので、市は、もちろん地域と企業のいろいろな合意形成に向けての中に入っていきのはもちろんでありますけれども、しっかりといろいろな企業の考へ方ですとか理念ですとか、そういったことを説明して、

中心になっていただくのはやはり企業ではないかといったようなことでお話しさせていただいたわけであります。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

先ほど、副市長からいただいた御答弁の中で、昨年第1回定例会の、例のその専門職のというお話で、ちょっと契約まで結びつかなかったということで反省されたというお話もあったので、そういうのも踏まえてのことなのかなと今、思っています。

ただ、やはりケース・バイ・ケースでありまして、企業側として、ちょっとまだ今は話すタイミングじゃないと思われるときもあるでしょうし、場合によっては、やはり、例えばそれこそにおいとか音とか、そういった生活に直接かかわるようなものがあつた場合は、できるだけ早い段階で、その企業側から、もちろんその契約するかしないかは、まだ今後の話だよという条件つきで挨拶回りをしたりとか、そういったケースも考えられると思うんです。ですので、その辺は、できれば柔軟に担当のほうの窓口で検討していただくと、非常に企業のほうも入ってきやすいんじゃないかなと思うので、そういった形でお願いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 昨日、一昨日、大西委員から、今回のこの問題について御質問を賜りました。

大西委員につきましては、先ほど渡辺委員お話のとおり、多寄の中多寄小学校の将来はどうあるべきかということについて、とにかく御提言を踏まえながら、今日まで熱心に議会の都度、発言をしていただいています。

私どもも企業誘致については、これはもう一つの大きな大きな柱でございますので、いろいろな企業を誘致したいということで今までも取り組んできたんでありますが、なかなか、これは実を結ばないというのが現状であります。これは地域のももちろん合意も必要でありますし、そういったことを含めて、大西委員からはいち早く、企業誘致するのであれば住民合意をとるために今から住民に内容を提供するべきではないのかと、そういった御提言をいただいたところであります。

特に多寄の皆様方にとって見れば、中多寄小学校というのは非常に重要な施設でございますし、多くの意見も、また大西委員、丹委員にも寄せられていることを私ども承知をしているわけですから、そういったことも危惧されて御提言賜りまして、本当にありがとうございます。

先ほど副市長から申し上げたとおりなんでありますが、やはり地域住民の合意というのは必要です。例えば、士別市で環境センターを九十九に建てるということで、議会の方向性もいただきながら地域に入ってみると、大反対だったわけです。合意がとれませんでした。それで、今度は西士別学田のほうの皆様方に御了解をいただいて、あちらに建設をしたんです。それから、川西町の堆肥化施設、先般、私はここで申し上げたんでありますが、これも、においが相

当あるということで、本当に住民の皆さん方、ほとんどの方々が反対なんでありまして。職員も一生懸命かかってお話をしたんであります。私も最後行って、みんなと膝を交えて話しました。そして合意を得たんであります。行政に必要なのは、やはり説得力なんです。お話をしっかりして、説得をして、合意をして物事へかかると。これが必要だと思います。

それで、副市長から答弁あったとおりであります。いち早く、今連携をとって、打ち合わせをしている企業と、この条例も4月1日から施行されますので、いち早く協議をしながら、計画書をしっかりと出していただいて、その計画が士別市の発展にどう将来影響していくのか、そして、その企業が来ることによって、その地域がどう社会貢献、地域貢献含めて、反映をしていくのか、そういったこともしっかりと打ち合わせをして計画書を出していただく。

その後、議会に提案をします、説明をします。議会の議決は必要でないにしても、しっかりと議員の皆様方のお話を聞いて、全議員が反対だというのであれば、それはやめます。ですから、皆様方にしっかりと内容説明して、それができ上がる段階で市の建物ですから、まずは市が行って、この施設については、こういう形で利用することに方向性を出していきたいので、合意願いたいという話をします。もちろん、これはそこに来る企業というのは、営利を目的にする会社もあるわけでありましてから、後はその企業もしっかりと地域貢献をどう果たしていくのか、そういうことも含めて対応していきたいと、こう思っています。

ですから、地域の理解を得るのが行政の手腕でもあるし、議会も一緒になって、その説得力を持ち続けながら、士別の発展のために、合意をいただくために、私はもちろんでありますけれども、行政はもちろんであります。議会とも連携をとりながら進めていきたいと、このように考えているんです。

ですから、いろいろと発表したいことはたくさんあるんですが、いま一度、ちょっとまだ煮詰まっていない状況でありますので、煮詰まり次第、今申し上げたような内容で進めていきたいと思っておりますので、その点については御理解願いたいと、このように思います。

○委員長（丹 正臣君） 平成31年度予算全般について御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（丹 正臣君） 御質疑がないようでありますので、平成31年度予算全般の質疑を終了いたします。

---

○委員長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

採決は、分割により行います。

初めに、議案第1号 平成31年度士別市一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 議案第1号 士別市一般会計予算案について、反対いたします。

私にとって、当初予算案の審議は10回目となりましたが、今回初めて反対するものです。反

対理由は次の2点です。

1つは、言うまでもありませんが、ごみ収集有料化の手数料が盛り込まれているからです。

これは、市民の主体性を奪い、市民自治の精神を損ない、ひいては、市民を手数料を払うお客様に変えるものです。この20年余りを顧みれば、多くの市民は年々刻々と複雑化するごみ分別をフォローしながらも、わがまち土別の環境保護と美化のためならと主体的にごみ排出削減に努めてきました。現在では例えば、梅干しのたねは生ごみなのか一般ごみなのかという話題が市民の間に上るほどです。また、毎年5月の連休明けに行われる各自治会主催の一斉清掃を待たずとも、4月に、雪の下から出てきたごみを自主的に個人で拾い集めている市民も大勢存在します。そんな本市市民の姿勢を燃える、燃えないだけの分別を行う他市と比較において語るができるのでしょうか。

さて、本予算審査においては、昨日の市民部の答弁で収集体制や手数料を早晚見直すことを示唆した発言がありました。まさに、よろいの下にやいばがちらついたらと言わざるを得ません。少なくとも、2021年秋までの市長任期中は一切これに手をつけないと明言があつてしかるべきではないでしょうか。

また、このことは多数の議員が賛同して、私は含まれませんが、多数の議員が賛同して、当初の手数料等を修正した経緯を尊重しないことにつながるものであります。

2点目は、敬老バス乗車証交付事業についてです。

有料化といっても、例えば乗車証交付時に発行手数料500円なり1,000円なりを徴収する手法をとっている市町村もあります。しかしながら、本市は1乗車当たり100円をその都度支払う方法を選択したわけです。しかし、バス会社、特に道北バスとの打ち合わせがしっかり煮詰まっておらず、何と乗車した後日に納付書が送られてくるとのこと。しかし、こんな方式は警察の交通反則金ではあるまいし、日本に、世界にバス路線があまたあれど、一度も聞いたことがありません。

また、100円の運賃を徴収するに当たって、納付書の郵送料だけでも82円かけることも全くナンセンスであります。道北バスに対しては、本市も断続的に補助しているところでもあり、運賃の徴収について、もっと簡便な方法をとるよう、しっかり要望すべきではありませんか。一度、この敬老バス乗車証の有料化については見直すべきだと考えます。

以上を申し上げ、本案についての反対意見といたします。

○委員長（丹 正臣君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

○委員長（丹 正臣君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号 平成31年度士別市国民健康保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号 平成31年度士別市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号 平成31年度士別市介護保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号 平成31年度士別市公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 平成31年度士別市農業集落排水事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号 平成31年度士別市水道事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号 平成31年度士別市病院事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号 士別市立病院医師就業支度金貸付条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号 士別市公民館条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号 士別市つくも青少年の家条例を廃止する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号 士別市養護老人ホーム及び士別市デイサービスセンターの指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号 士別市特別養護老人ホームの指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいまの委員会の決定に基づく審査報告書及び委員長報告については、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 委員長報告に関しまして、御提案をさせていただきます。

平成31年度一般会計の審査におきまして、企業立地促進に向けた遊休財産活用補助に関して議論がされました。本市にとって、さらなる企業誘致を促進し、経済の発展と雇用の拡大を図ることは市政の発展に大きく寄与するものであります。本定例会初日には、対象業種の拡大や投資額基準、新規雇用人数の見直し、さらには遊休財産活用補助を追加した士別市企業立地促進条例等の改正案を可決したところです。

また、本委員会におきましても、31年度予算案は可決するべきと決しましたが、今後、特定遊休財産を活用した企業立地を促進するためには、何より地域及び市民、関係団体等の理解と合意が不可欠です。事業の執行に当たっては、地域及び市民、関係団体等の合意形成に最大限の配慮と努力、議会に対しての適時の情報提供を行政に求める意見を付して委員会の報告とすべきと考えますので、委員長には、ぜひ協議していただくよう求めるものです。

よろしく申し上げます。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（丹 正臣君） ないようですので、この取り扱いを協議するために、ここで理事会を招集いたします。暫時休憩いたします。

---

（午後 3時02分休憩）

（午後 3時26分再開）

---

○委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開きました理事会において、委員長報告についての協議をいたしました。この取り扱いについては、理事会での協議の結果、委員長報告に追加しないものといたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告については、委員長に一任願いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（丹 正臣君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○委員長（丹 正臣君） 以上で、当委員会に付託となりました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時30分閉議）

以上、本委員会のおん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月14日

予算決算常任委員会

委員長 丹 正 臣

副委員長 遠 山 昭 二

署 名 委 員 井 上 久 嗣

署 名 委 員 大 西 陽